

本日の会議に付した事件

平成27年第2回山元町議会定例会（第4日目）

平成27年6月15日（月）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 請願第 1 号 山元町南保育所の早期再建を求める請願（委員長報告）
- 日程第 3 議案第 4 3 号 山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 4 号 東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 5 号 山元町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 6 号 消防ポンプ積載車等の購入契約について
- 日程第 7 議案第 4 7 号 平成27年度山元町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 4 8 号 平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 4 9 号 平成27年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 平成27年度債務負担行為、山元町立山下第二小学校校舎等災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第 1 1 議発第 1 号 議員定数と報酬に関する調査特別委員会設置に関する決議
- 日程第 1 2 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 1 3 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成27年第2回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、13番後藤正幸君、1番青田和夫君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

委員会審査報告書、委員会調査報告書及び継続調査申出書の受理、総務民生常任委員会委員長から委員会審査報告書が、総務民生常任委員会委員長及び産建教育常任委員会委員長から閉会中の調査報告書と議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から優良町村視察研修報告書が、また、各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

閉会中の議員派遣の報告、山元町議会会議規則第126条第1項の規定によりお手元に配布のとおり、議長において決定したので報告します。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．請願第1号を議題とします。

本請願は6月5日、総務民生常任委員会に付託し会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されたので委員長から報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。皆さんのお手元に配布されております委員会審査報告書の内容をもって報告をしたいと思います。

本委員会は平成27年6月5日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので山元町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

山元町南保育所の早期再建を求める請願。これは意見妥当ということで採択すべきものと決定いたしましたので、報告をいたします。

総務民生常任委員会委員長 遠藤龍之。

山元町議会議長 阿部 均殿

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから請願第1号山元町南保育所の早期再建を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第3．議案第43号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。おはようございます。それでは、条例第43号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。事前に配布しております第2回議会定例会配布資料No.1、条例議案の概要で説明いたしますのでお手元にご準備願います。

提案理由であります。被保険者の税負担を緩和するため国民健康保険財政調整基金の一部を活用し国民健康保険税の税率の引き下げを行うため条例の一部を改正するものです。

改正内容でございます。左側が現行の税率で右側の太枠で囲んだところが改正後の税率であります。上から医療分である基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、国民健康保険税の合計になります。合計の欄をご覧ください。合計で所得割を4.4パーセントの減、被保険者均等割を6,700円の減、世帯平等割を7,300円の減とする改正であります。裏面資料1をご覧ください。現行の税率と今回改正します税率をもって試算を行った表です。山元町の国民健康保険加入世帯の平均加入者数が1.7人ですので、2人加入世帯をモデルケースとして試算を行っております。上側の表が40歳未満の世帯と65歳から74歳までの世帯の試算になります。下の表は40歳から65歳未満の世帯の試算となります。下の表をご覧ください。所得金額が33万円以下の7割軽減に該当する世帯でございますが、こちらでは6,210円の減額。次の所得金額が85万円以下の5割軽減に該当する世帯ですが、こちらにつきましては3万3,300円の減額、所得金額が127万円以下の2割軽減に該当する世帯では5万7,900円の減額。所得金額が200万円以下に該当する世帯では9万4,200円の減額。以下、ご覧のとおりとなっております。平成26年度の課税所得を使用し試算を行っておりますが、現行税率で計算した場合と比べまして、平均で約26パーセントの軽減が図られております。

条例議案の概要の表をご覧ください。施行期日ですが、交付の日から施行しまして、平成27年度の課税額に適用するものです。以上が山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容ではございますが、この条例改正の前提となります国民健康保険特別会計の財政調整基金の活用等につきまして、引き続き保健福祉課長からご説明いたします。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）保健福祉課長 桔梗俊幸君。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、引き続き議案第43号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明といたしまして、国保会計における財政調整基金の活用についてご説明申し上げます。では、条例議案の概要にとじ込んでありますA3の用紙の資料2をお開きいただければと思います。

1番目の税率改正の考え方についてなんですが、こちらに記載のあるとおり、復興再生に向けて再建が進みつつあるこの時期でのさらなる国保の被保険者の軽減負担を図るため、今回改正するものとなっております。2番目の基金の活用についてですが、今回の税率改正の考え方については、国保会計の財政調整基金を財源として税率を改正する3カ年の27、28、29、3カ年の財政シミュレーションにより計画をしております。引き下げ期間は平成27から29までの3カ年とし、約2億4,000万円程度の基金を活用することとしてシミュレーションをしております。基金の活用については税率改正のみの財源として活用するのではなく、国民健康保険優良家庭等表彰事業や働き盛り世代への脳ドック検診事業などを財源として活用するなど、震災以降上昇を続けている医療費の動向を抑えるための事業などにも取り組み、ことしこれら総合的な基金の活用により国保被保険者の皆様に対する支援策の充実を図ることとしております。

次に、この資料の右上の表をご覧ください。この表の①現行税率の一番下の合計欄(A)の約3億1,000万円については、国保会計における1年間の必要な税収でございます。その右の②税率改正後の一番下の合計欄(B)の約2億3,000万円については税率改正後における必要な税収額となっております。よって、この表の一番右側の欄

がこれらの差額でありまして、基金の活用額となっております。この（C）の一番右側の（C）の約8,000万円が1年間に必要とする財源となりまして、この財源が財政調整基金での手当てということになります。この基金の取り崩しによって、次にこの資料の一番右下のグラフをご覧ください。こちらは基金残高をシミュレーションしたものであります。青い棒グラフが税率改正前の基金残高を示しております。オレンジ色の棒グラフが税率改正後の基金残高をあらわしております。今回の基金の活用によって税率改正前の財政運営では平成29年度末における基金残高が約4億円になっているに対して、この3年間で約2億4,000万円の基金を投入する財政運営を反映した税率改正後の基金残高においては基金の年度末残高が約1億7,000万円程度となる状況をグラフであらわしております。

以上が基金を活用した国保財政運営状況についての説明であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、この資料の2のほう、横の資料のこれでお尋ねします。この健康保険税の税率改正、健康保険者の負担軽減を図るということで、基本的には大変結構なことで大賛成であります。ただ、中身について少し不明な点がありますので確認で質問させていただきます。まず、2番の基金の活用の①健康保険改正ということで、ここに書いてあります3年間で基金等に2億4,000万円、単年度で8,200万円、確認ですがこれでよろしいわけですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。そのとおりです。1年間に8,200万円で3年間で2億4,500万円、推計で。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、右下の一番下の基金残高の推移ですが、25年、26年にかけては従来から2億1,000万円ぐらいの残高があって、単年度では2億3,000万円がふえて4億4,000万円になったということで、27年度の見込み、これは単年度で見た場合には予算上はプラマイゼロになっていますが、現在決算の進行中だろうと思うんですが、基金残高は単年度ではどれぐらいふえるのか減るのか。これは税率としては引き下げてもおりませんので、その前年度と同じような見方をすれば恐らく2億円ないし2億円前後のプラス、4億円に2億円ぐらいプラスになるのではないかとということが随分予測されるわけですが、それから8,000万円仮に引いても、例えばこれから税率改正を行ってもう半年過ぎて半年間の歳出だけになるわけですね。歳出といいますか税率改正で持ち出し、マイナスが最大1年間で8,000万円というのがそっくり8,000万円で見てもこの残高が4億4,500万円といいますか8,000万円だけ減るということにはならないのではないかと。この図面の、税率現行の税率の残高が26年度から27年度からで5億2,500万円になる。これがもうちょっと約1億円ぐらいふえるのではないかと。1億1,000万円ふえるのではないかとという前年実績から推移を見れば思われるんですが、その辺の説明がどうなのかお尋ねします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。まだ決算は今精査中ですが、今年度26年度の決算の状況でいきますと、決算で剰余金が約2億円程度見込まれております。そのうち2分の1を基金に積み立てるということになっておりますので、今お話がありました4億4,500万円から約1億円を上乗せして5億2,000万円、大体シミュレーション

どおりに26年度の決算は推移しているというふうな現状でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。その辺が数字のからくりでして、恐らくもっと1億円ぐらいは出るのではないかと、最終的に。そんな感じがしてしょうがない、今までの経過から見ると。その辺はどうなのかと、再度お尋ねします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。現在、26年度中の決算、5月末で出納閉鎖で切りますので、そこで今現在精査をしている状況でございます。大体シミュレーションどおりで1億円の剰余金、1億円を積み立てて年度末残高は5億2,000万円ぐらいになるというふうに現在は見込んでございます。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。これが最終締まっていますので9月の決算議会では再度この辺を詳しくお尋ねしたいと思います。

ところで2点目、別な角度からちょっとお尋ねしますが、先ほど課長も説明ありましたが、税率改正は結構ですがそのほかに医療費の削減、前にも何回か議会でも申し上げていますが、削減のため誰かシルバー人材センターをつくる、あるいはパークゴルフ場をつくってそこに町民が利用していただくということによる他市町村の例ですが医療費の持ち出し、支払いが個人別に言うと非常に減少しているという例がたくさんあるわけですね。ですから、早く我が町もシルバー人材センターとか活用して高齢者が意欲を持って働いてもらうことによって医療費も結果的には安くなっている実例がいっぱいあるんです。パークゴルフもそうです。そういったことも含めてそういう部分に医療費の削減の対策を打つべきではないかと思うんですが、一向に何となく見えない。震災でお忙しくて皆さん一生懸命だということは十分わかりますが、この辺の対策も至急打ち出すべきではないかと思うんですが、この辺についてはどう考えるか町長のご意見をお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまの岩佐哲也議員のご質疑のとおりでございます。高齢化が進む中で高齢者の皆さんの健康増進、あるいは生きがい対策というようなことを踏まえましてシルバー人材センターの設立としての人材の活用、あるいはスポーツ施設を適切に整備することによっての健康の維持増進というふうなことに引き続き取り組んでまいりたいというふうに思います。今ご案内ありましたようにその他の業務が相当ある中でなかなか新しい事業に精力をそげないきらいがございますけれども、何とか努力しながら一日も早くご指摘のような形を実現してまいりたいというふうに考えております。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。大変いろいろな震災関係でやらなければならないことがたくさんあって大変だと思いますが、ぜひともそういう部分にも手をつけていただいて将来に負担軽減、町民の負担も軽減になる。健康で明るい町になるようにぜひお願いして質問は終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第43号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第44号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。すみません、条例第44号です。事前に配布しております第2回議会定例会配布資料No.2、条例議案の概要で説明しますのでお手元にご準備願います。

提案理由であります。国が東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示等の対象地域における被保険者に係る国民健康保険税の財政支援を延長したことから、引き続き減免を行うため所要の改正を行うものです。

改正の内容でございます。東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示等の対象区域から山元町に平成28年3月31日までに転入して、国民健康保険に加入したもののうち次の表に該当するものについて、平成27年度分の国民健康保険税を平成26年度に引き続き減免するものです。減免の要件ですが、国民健康保険税の全部を減免する対象は帰宅困難区域等から避難している被保険者と、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域等から避難している被保険者で合計所得が600万円以下の世帯に属する被保険者となります。次に、国民健康保険税のうち4月分から9月分までに相当する月割り額相当分を減免する対象は、旧避難指示解除準備区域等から避難している被保険者で、合計所得が600万円を超える世帯に属する被保険者となります。なお、減収額につきましては全額国費で補填がされます。施行の期日ですが、交付の日から施行しまして平成27年度の課税に適用するものです。

以上が東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税条例の減免に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

8番佐藤智之君の質疑を許します。

8番（佐藤智之君）はい、議長。ただいまご説明いただいた帰宅困難区域、あるいは旧緊急時避難準備区域から山元町に避難されている方はいらっしゃるのかどうか。いらっしゃると思えば何人ぐらいいらっしゃるのか。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。26年度の課税の内容からしますと、4名ほど該当者がおります。27年については、ちょっとこれからですので。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第44号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第45号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第45号山元町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。お手元の配布資料No.3、条例議案の概要により説明をさせていただきます。ご準備いただきたいと思っております。

提案理由につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行により、山元町介護保険条例の一部を改正するため提案するものでございます。

次に改正内容についてですが、介護保険料の所得段階における第1段階の被保険者に係る保険料の軽減が図られる改正となっております。こちらの議案概要の表に記載があります①改正前のこちらの欄の第1段階年額の行でございます。年額保険料2万8,800円の保険料が改正後においては2万5,920円、②のところ。2万5,920円となり年間で2,880円の軽減が図られることを説明するものであります。次にその下の行はこの第1段階の年額を算出するための算出計算の例となっております。第1段階の年額算出につきましては改正前は基準額の5万7,600円に0.50を乗じて算出しているのがこの2万8,800円になります。今回の改正によりまして今まで基準額に乗じていた0.50からさらに最大で0.05を減額する改正となっておりますので、基準額に0.45を乗じて算出することになっております。基準額に0.45を乗じた額が2万5,920円となったことを説明している表でございます。なお、この減額した財源の手当てについてですが、低所得者保険料軽減負担金として国2分の1、県4分の1、町4分の1と全額一般会計のほうから繰り入れにより手当てされることになってございます。

次に裏面をお開きください。こちらは介護保険の各所得段階における保険料の表でございます。第1段階から第9段階まで保険料が区分されておりますが、今回減額となる

のはこの表の一番上の第1段階の保険料であります。対象者は生活保護を受けている方、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受けている人または本人の年金収入額等が80万円以下の方というふうになってございます。

以上、議案第45号山元町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第45号山元町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第46号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第46号消防ポンプ積載車等の購入契約についてご説明をいたします。お手元の配布資料No.4をご覧ください。

提案理由でございますが、消防ポンプ積載車等の購入に当たり、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

概要でございますが、1 契約金につきましては一つ金1,321万6,050円、消費税が含みとなります。落札率は97.9パーセントであります。2番目の契約の方法でございますが、指名競争入札で執行しており、指名業者につきましては記載の6社でございます。3 契約の相手方につきましては、仙台市太白区鉤取本町一丁目10番1号日本防災工業株式会社仙台営業所所長濱田善弘であります。4 納入の期限につきましては、消防ポンプ積載車としての艤装を行うことから平成27年12月25日までとしております。5 番目の購入する車両の仕様諸元及び性能であります。今回購入する台数は小型動力ポンプ付積載車3台となります。①の車両の仕様につきましては、スズキエブリィ4ドアデッキタイプオートマチックの4輪駆動となります。附属装備としまして電子サイレンや赤色回転灯などの消防積載車としての装備を装着するものでございます。2の積載車に搭載する小型動力ポンプにつきましてはIHIシバウラのラビット消

防ポンプ、形式・規格につきましては可搬消防ポンプのB3級となります。なお、積載車及び小型動力ポンプのイメージ写真を載せておりますので、参考にしていただければと思います。

補足いたしますけれども、今回購入する積載車等3台の配備先につきましては、現在消防団が使用している積載車の中でも経過年数が古く平成元年に購入した積載車の更新となり、配備先につきましては第1分団第1班八手庭、第2分団第3班山下、第3分団第3班真庭の3消防班となります。以上で議案第46号消防ポンプ積載車等の購入契約についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第46号消防ポンプ積載車等の購入契約について採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第47号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第47号平成27年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。あわせて、お手元に配布しております補正予算附属資料説明書もご準備いただければと思います。

それでは、まず今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ23億6,235万1,000円を追加し、総額を326億4,628万8,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせて債務負担行為及び地方債の補正も行っております。今回の補正予算のポイントでございますが、新山下駅周辺地区に整備する子育て拠点施設整備に係る予算を計上したほか、各種補助事業の内示など当初予算で措置できなかったものについて予算化しておるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。歳出予算のほうから参ります。議案書の10ページをお開きいただければと思います。まず、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第1目の社会福祉総務費につきまして合わせて3,814万1,000円計上しております。こちらにつきましては昨年度に引き続き消費税率引き上げに伴う影響緩和を目的として低所得者及び子育て世帯を対象に臨時福祉給付金、子育て世帯臨時

特例給付金を支給するものでございまして、給付金及び給付金交付に関する事務に必要な経費を計上しております。財源につきましては全額国庫補助金となっております。次に第2目老人福祉費につきまして操出金162万3,000円計上しております。こちらにつきましては、先ほど条例改正のほうをご説明させていただきましたが、低所得の高齢者の保険料を軽減するため公費負担により介護保険料の引き下げを行うに当たりまして介護保険事業特別会計に対し繰り出すものでございます。財源につきましては国庫補助金が121万7,000円となっております。

続きまして第3款民生費第2項児童福祉費でございます。第7目児童福祉復興推進費につきまして合わせて11億1,388万6,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきます。2ページをお開き願います。内容といたしましては、新山下駅周辺地区市街地に保育所、子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブを一体として整備する子育て拠点施設の建設に要する経費でございまして、今回設計が完了したことから予算を計上させていただいたものでございます。財源につきましては県補助金が2億6,373万3,000円、イケアさんからの寄附金も含めた基金繰入金が1億4,900万3,000円となっております。なお、一般財源のうち震災復興特別交付税という国の支援を約2億5,000万円充当してございます。このため、純粋な一般財源の持ち出しは約4億5,000万円となっております。現時点で町負担分につきましては全額一般財源で手当てしておりますが、今後交付税措置のある起債の充当など町の負担の軽減に向け鋭意検討してまいりたいというふうに考えてございます。なお、子育て拠点施設整備事業につきましては、別に資料を配布させていただいております。その資料の詳細につきましては別途保健福祉課長からご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議案書11ページのほうにお戻りいただきまして、続きまして第4款衛生費第1項の保健衛生費でございます。こちらにつきましては事業自体は当初のほうで措置させていただいておるところなんです、県補助金の内示があったということで、それを被災者特別検診事業に財源充当するということでの財源内訳の変更でございまして。続きまして第5款労働費第1項労働諸費でございます。第3目の緊急雇用創出事業費につきまして委託料1,021万円計上しております。こちらにつきましては被災求職者に対し養成機関における介護関係の講座の受講とともに介護施設における介護労働を通じ資質の向上及び介護分野の新たな雇用創出を図るものでございます。財源につきましては全額県補助金となっております。

続きまして第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第9目農業復興推進費につきまして、負担金補助及び交付金として2億6,899万円計上しております。こちらにつきましては補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきます。4ページをお開きいただければというふうに思います。内容といたしましては、被災した稲作等の営農再開に係る費用及び震災被害に対応した新たな取り組みに対し助成をするものでございまして、具体には生産資材の導入、それから農業機械のリースなどに対しまして支援を行うものでございます。財源といたしましては県補助金が2億4,218万6,000円となっております。

議案書11ページにお戻りいただきまして、次に同じく農林水産業費の第3項水産業費でございます。第3目の水産業復興推進費につきまして負担金補助及び交付金348

万2,000円計上しております。こちらにつきましては震災により被害を受けた漁業の早期再開を図るため漁業者の定置網など漁具の復旧に対し助成をするものでございます。

議案書の12ページをお開き願います。続きまして第7款商工費第1項商工費でございます。第4目商工復興推進費につきまして委託料5,649万4,000円計上しております。こちらにつきましても補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきます。6ページをお開きいただければというふうに思います。こちら、事業が2つ入っておりますので順次説明してまいります。まず1点目、山元インターチェンジ周辺用地整備基本計画策定業務でございます。こちらにつきましては企業誘致の用地確保につなげるため震災復興計画及び国土利用計画において産業集積ゾーンに位置づけられている山元インターチェンジ周辺における工業流通団地造成に向けた基本計画の策定を行う経費でございます。次に2つ目でございます。新市街地商業拠点形成調査業務でございます。こちらにつきましては新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区において地域住民の利便性に配慮した魅力ある商業拠点や地域商業機能の再生のための拠点の形成に向けた基本計画の策定及び商業者立地に向けた取り組みに要する経費でございます。これら、2つの事業につきましては復興交付金での実施が認められたことから、今回予算を計上したものでございまして、財源につきましては震災復興交付金基金繰入金が4,519万5,000円となっております。

議案書の12ページにお戻りいただきまして、続きまして第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第3目道路橋梁復興推進費につきまして、合わせて7億324万6,000円計上しております。すみません、こちらにつきましても補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。7ページをお開きいただければというふうに思います。まず1点目、社会資本整備総合交付金事業復興枠でございます。こちらにつきましては国の内示がありましたことから、JR常磐線跡地を活用し整備いたします（仮称）頭無西牛橋線の測量設計、用地取得に要する経費及び避難路として整備いたします新浜諏訪原線の道路改良工事、埋蔵文化財発掘調査などに要する経費について計上しております。続きまして、1枚おめくりいただいて附属資料の8ページをお開きいただければと思っております。同様に、社会資本整備総合交付金事業復興枠でございますが、これは当初予算の段階で計上してございまして、国に対して要望してございました坂元スマートインター事業、それから常磐線復旧に伴う関連道路改良事業及び踏切関連道路改良事業につきましては、国の内示に伴いまして事業費を増減しているというような状況でございます。次に、下段に移っていただきまして社会資本整備総合交付金事業の通常枠でございます。こちらにつきましても、国の内示があったということでございまして、こちらに記載の各路線につきまして事業費を減額しているという内容になっているものでございます。

すみません、議案書のほうに一旦お戻りいただきまして、13ページのほうをお開きさせていただきたいと思っております。続きまして、同じ土木費の中の第4項住宅費でございます。こちらは第3目の公営住宅建築事業費につきまして合わせて1億3,836万円計上しております。こちらにつきましても附属資料のほうでご説明をいたします。10ページをお開きいただければというふうに思います。内容といたしましては坂元道合地区における中層集合住宅建設に係る予算となっておりまして、当初道合地区については造成工

事、建築工事を現在契約している新坂元駅周辺地区市街地J Vのほうにお願いをし、整備を進める予定で調整を進めておりました。しかしながら、現場作業員不足、建設資材高騰などの要因から今請け負っているJ Vさんとの協議が整わなかったということで、別途発注で整備を進めることとし、災害公営住宅の設計及び施工を県にお願いするということにしたことから、建築工事に係る予算の組み替えを行ったほか、実施設計を反映し事業費の増額を行ったものでございます。財源につきましては町債1,730万円、震災復興交付金基金繰入金が1億2,099万2,000円というふうになってございます。

議案書13ページのほうにお戻りいただければと思います。続きまして第9款消防費第1項消防費でございます。第1目の非常備消防費につきまして備品購入費119万9,000円を計上しております。こちらにつきましては地域防災のリーダーである消防団活動の装備拡充を図るため、消防団の資機材を整備するものでございます。財源につきましては諸収入、コミュニティ助成事業助成金というものでございますが、こちらが100万円というふうになってございます。

議案書の14ページをお開き願います。続きまして、第10款教育費第3項中学校費でございます。第2目の教育振興費につきまして、合わせて1,687万2,000円計上しております。こちらにつきましては、被災した児童生徒への助言援助、学校教育活動の復旧支援等の課題に対応するためスクールカウンセラー等を派遣し、被災した児童生徒に対する学習支援を行うものでございます。この事業につきましては、平成23年度より民間業者により実施されている事業でございまして、昨年度まで民間業者が文部科学省に対し直接事業申請を行って事業を実施していた事業でございました。今年度から民間業者と自治体の連携強化の観点から国と業者の直接契約ではなく町が事業実施主体となった上で、民間業者へ委託するという形になりましたことから、このタイミングでの予算計上という形になってございます。財源につきましては、全額国庫委託金となっております。歳出予算の最後になります。第5項の社会教育費でございます。第3目の文化財保護費につきまして、合わせて984万8,000円計上しております。こちらにつきましては、民間企業が小平地区で実施する予定の店舗建設事業に伴いまして文化財の発掘調査を実施するものでございます。財源といたしましては全額事業者負担ということで、諸収入というふうになってございます。以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明申し上げます。議案書のほうの7ページをお開き願います。まず第10款の地方交付税でございます。こちらにつきましては震災復興交付金事業等の補助裏に充てるため、震災復興特別交付税を6億1,200万円ほど計上しております。次に第14款国庫支出金及び第15款県支出金でございますが、こちらにつきましては歳出予算の際に財源としてご説明をしておりますので、省略させていただきます。

議案書の8ページをお開き願います。次に第18款繰入金でございます。第2項の基金繰入金につきまして3つありますが、まず財政調整基金でございます。こちらにつきましては最終的な財源調整の結果、4億4,600万円ほど取り崩すこととしております。主な要因といたしましては、子育て拠点施設の建設に係る財源手当てというふうになってございます。震災復興交付金基金につきましては、先ほどご説明いたしました災

害公営住宅整備事業等に充当いたしますことから2億3,900万円ほど取り崩しているものでございます。その下の子育て支援基金につきましては、昨年いただきましたイケアさんからの寄附金を子育て拠点施設の建設の財源として充当するため取り崩したものでございます。次に第20款の諸収入でございますが、こちらにつきましては先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございます。

議案書の9ページをお開き願います。歳入の最後でございますが、第21款町債につきましては別途地方債の補正というところがございますので、そちらのほうでご説明いたしますので省略させていただきます。以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明させていただきます。議案書3ページをお開き願います。今回債務負担行為の追加といたしまして中小企業振興資金融資損失補償を計上しております。内容といたしましては、中小企業者の振興と健全な発展を図ることを目的に、町内中小企業者に対する一般資金の融資に際し町が損失補償を行うため債務負担行為を設定するものでございます。

最後になります。地方債の補正でございます。議案書の4ページをお開き願います。今回変更した項目、2項目ございまして、まず災害公営住宅建設事業債につきましては、災害公営住宅整備事業の事業費増額に伴いまして1,730万円増額するもの、それから公共事業等債につきましては、同じく歳出予算でもご説明しましたが、社会資本整備総合交付金事業のうちの通常枠のほうの減額内示に伴いまして3,670万円減額するものでございます。利率、償還の方法に変更はございません。以上が今回の1号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）引き続いて、保健福祉課長桔梗俊幸君。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、私のほうから第3款民生費第2項児童福祉施設費第7目児童福祉復興推進費について、ただいま企画財政課長より説明がありました内容の追加説明と、さきの一般質問においてもご質問ありました内容でありますので、よりご理解をいただくために改めて皆様にご説明をさせていただきます。本日配布させていただきましたA3判の資料3枚をもとに補足説明をさせていただきます。

まず初めに本日配布させていただきましたA3判の資料の確認でございます。1枚目は子育て拠点施設の整備に係る新山下駅周辺地区の整備の工程との事業工程案です。2枚目、3枚目につきましては完成イメージ図を絵にした資料でございます。

まず1枚目の資料の上段の表につきましては、新山下駅周辺地区の整備工程を記載しております。造成工事や災害公営住宅の建築工事についてはおおむね今年度中の完成を見込んでいるところでありますして、その工程にあわせる形でこれらの表の下段に今回の子育て拠点施設の開所までの工程を記載させてもらっております。現時点における開所までのスケジュールについては、今回ご提案させていただいている補正予算がご可決いただければ、実施設計が既に完了しておりますのですぐに工事の起工、入札公告、契約、契約に関する手続等事務処理を進め、工事着手を8月のお盆前ぐらいにできればと考えております。そして、不測の事態が起きない場合においては建築工事をできるだけ27年度、本年度末までに終えるようにして、その後の開所準備等を28年の夏ごろの運営開始を目指して進めてまいりたいと考えております。そして、担当課の今後の目標

としましては、皆さんのお子さんを預かる上において新年度における保育所のクラス編成等を考慮すればなるべく早い時期の開所が望まれるものと思っておりますので、できれば皆さんのご期待に応えることができるよう備品搬入等の開所準備をスムーズに進め、今回建築予定であります2つの施設のうち少なくとも保育所だけでも28年度当初の初め早いうちになるべく早い時期から開所したいと考えているところでございます。

次に総事業費についてです。こちらのA3の表の一番下に表がございまして、こちらに記載しているとおりとなりますが、こちらの金額には備品等の金額は含まれておりません。建築工事を進める上で並行して備品等の整理決定を進めていって、これらの備品購入に係る補正予算等についても今後ご提案させていただくことも想定しております。

最後に2ページ目、3ページ目の図でございまして、2ページ目は今回の子育て拠点施設を斜め上から映し出した鳥瞰図でありまして、手前が児童館等の施設、奥の小型になっているのが保育所の絵でございまして、3枚目につきましては、この鳥瞰図の手前の丸い施設の中央部の一段高くなっている部分の内部のイメージとなっております。この部分は多目的ホールとなっておりまして、今回建築する建物は全て木造で考えております。その木造の施設の内部をイメージとして確認いただくための資料として配布させていただいております。

以上、本日追加で配布させていただいた資料の説明でありました。ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上で説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑に入るわけでございますが、ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

12番佐山富崇君の質疑を許します。

12番（佐山富崇君）はい、議長。1点のみ質問をいたします。山元町の子育て拠点施設、保育所、子育て支援センター、児童館、山二小児童クラブの整備事業ということで説明をいただきました。このうちの保育所、定員を何名で建設する予定ですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。定員は150名程度を見込んでおります。

12番（佐山富崇君）はい、議長。150名の定員ということをお伺いいたしました。現在の山元町の未就学児は何名おりますか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。現在、本町内のゼロ歳児から5歳児までの児童ということでよろしかったでしょうか。それに関しては約370名ということで、おおむね370名でございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。370名、現在の保育所に行っている子供たちは何名おりますか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。保育所、現在保育所、200名弱というふうにはこちらは捉えております。すみません、150弱ぐらい……。

議長（阿部 均君）もう一度、明確に。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。保育所入所ということでよろしいですか。保育所ですね、すみません、間違いました。保育所に関しては現在は142名になっています、おおむね。

12番（佐山富崇君）はい、議長。了解しました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。商工費の関係で、13節の委託料の関係。新市街地商業拠点形成という形で、調査委託業務として3,300万円等の予算が計上されているんですが、まず第1点としては私らも商工会としてこういう検討会に入っていたんですが、この時期、内容等がちょっと不明なんです、タイミング的にはもう遅い、1年か2年前の事業ではないかと推察されるんですが、この事業の委託調査というのはどこら辺までやろうとしているのか。その1点、まずお伺いいたします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。この3,300万円のうち新山下分について約1,300万円ほど調査委託料を計上しております。これにつきましては、ハード整備を希望している商業者の方々に建設していただくに当たって補助事業がございます。その補助事業を採択受けるために町なか再生事業というのを計画をして、その上でまちづくり会社という会社を立ち上げて、そして運営していただくということになります。そういうことで、まずもって新市街地の中で町なか再生をする内容を検討していく必要があるということで、今回計上しているものでございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。新山下のほうは、ハード面で実際建設に当たっての手助けをするような側面があるということで理解しました。そのほかの約2,000万円、そっこのほうはあと残りになると新坂元、そして宮病が商業関係がないということなんです、そこら辺の予算どりの関係はどうなっているのか再度お聞きします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。残りの分については約1,800万円ほどございますけれども、これについては新坂元のほうの大区画と小区画がございますけれども、小区画についてはローソンさんが出店するというのでめどが立ちましたけれども、大区画のほうはなかなかめどがつかないということで、この大区画を募集して商業施設が決まるように広報、あるいはお知らせ、あるいは公募、そして企業調査、あるいは交渉を具体的に進めていくといったような経費を見込んでおります。ですので、新山下と新坂元の2地区ということでご理解いただければと思います。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。無駄のないような形でしっかり補助事業を使って建設のいい内容な形に仕上げたいと思います。それで、次に予算書の13ページ、消防費の非常備消防費の中で備品購入費として先ほど説明受けました。その中の財源の内訳をちょっと確認したかったんですが、コミュニティ助成金を使うということなんです、本来なら今までコミュニティというのは各地区の本当の生活センターの備品とかそういう形に主に充当されていたと思います。ただ、このコミュニティ助成金の中の補助事業の中にはそういう備品等も多分買うことは十分項目に入っているからここに計上されたと思うんですが、本来なら別な財源を使ってこのコミュニティ助成費は各地区のまた実際の場面に実際の地域の人たちの役立つような形に充当したほうがよかったのではないかなと思うんですが、この財源の持ってきたかたについてお聞きしたいと思います。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいまのご質問ですけれども、今回コミュニティ助成

の事業を使いまして整備する予定なんですけれども、こちらは議員さんおっしゃるとおり地域防災組織育成助成事業というふうな中での一つの項目になっております。そういう中で、一つは自主防災組織の育成事業というふうなこともございますけれども、今回消防団の育成事業というふうなものもこの項目にございまして、町が各個々の消防団ではなく町が代表して消防団としてまとめて事業を受けるというふうな内容にもなっております。今回、これにつきましては手挙げ方式というふうな形でなっております、今回県のほうで取りまとめているわけなんですけれども、そういうふうな中で今回内示をいただいたものですから今回整備したところでございます。ですから、各行政区とかそういう自主防災組織での希望があれば県のほうに要望を行いまして、その中で範囲内で事業が採択されるというふうなことでございますので、今回消防が採択されたというふうなことです、その辺ご理解をいただければというふうに思います。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。せっかくいろいろな補助事業の項目にあるのは私らもわかるので、できればなかなか予算の持ってきようがないような地域の要望に対してこのコミュニティ事業を使うともっと町民から、各地区から喜ばれるような財源になると思いますので、あえて質問した。

最後になります。附属資料の7ページのほうで8款2項3目の道路の復興推進費の中で、これは確認します。社会資本整備総合交付金の中の復興枠を使って頭無から西牛橋までの例の地図を見るとJRの跡地を町道にするというもとの計画の事業だと思えます。それ、まず1点確認したい。もう1点は、これは正式にもう国から採択されて予算づけになったということで今回計上されたというふうに理解していいのか。その2項目をお伺いいたします。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。ご質問の頭無西牛橋線でございますが、これにつきましては国の採択を受けたということで今回認められたのが測量設計及び用地費ということ、この2項目についていただいているというところでございます。整備内容につきましてはJR跡地の整備でございます。以上です。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐隆君）はい、議長。10ページ、先ほど同僚議員も質問した児童福祉復興推進費の中の11億1,388万6,000円、子育ての関係で子育て拠点施設、保育所、子育て支援センター、児童館、山二小の児童クラブの整備事業、これについて何点かご質問をしたいと思えます。1つは先ほど人数的な部分で規模的には非常に11億円ですから全体考えると大きい施設ができるなという形ですけれども、保育所の未就学児童、現在では先ほど同僚議員が質問した中で142名保育所に通っていて、未就学児童全体では370人おるということであつたんですけれども、地域的なバランスの中で山下地区と坂元地区、この保育所の学区での今通っている南保育所と、こちら北保育所とか東保育所と完全にバランスになるんですけれども、坂元と山下でどのぐらいなのか。まず、保育所の入っている子供さんたちがどのぐらいいるのかお聞きしたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問は山下地区と坂元地区でおの保育所に入所されている数ということでお答えさせていただきます。山下地区において保育所に入所されているお子さんは110名で、坂元地区は32名、合計142名という内訳になってございます。

10番（岩佐隆君）はい、議長。あと、370人の未就学児童、これは幼稚園に入っていたりす

る人たちも含めて、多分保育所と幼稚園含めて370人だと思うんですけども、例えば全体で今お話ししたように坂元地区と山下地区の人数どのぐらいになっているのか。保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。山元町全体の児童数、370の山下地区と坂元地区の内訳ということでよろしかったでしょうか。その回答としましては、山下地区は291名、坂元地区は79名で370という数字になります。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町長は子育てするなら山元町ということでメインの考え方でいろいろ選挙戦戦ってきたり、あるいは議会の中でもずっとお話ししてきて、このぐらいの規模の施設を今回子育て拠点施設としておつくりになるということでありまして。非常に先ほど財政課長からお話を聞いても一般財源を持ち出して4億5,000万円ですから結構持ち出しをするということで、ただ、これについてはあとちょっと話を聞きたいと思っておりますけれども、その中で今坂元地区と山下地区のバランスで、今までの考え方とすればこの施設1カ所につくって、あと山元町全体で子育て支援をしていくんだという一つの考え方あったんですけども、それについて一般質問だったり今までの議論の中で具体的にいろいろお話しはあるんですけども、この立派な施設をどういうふうにかこれから活用する、そして子育て支援に供するような形にしていけるのかということになると町全体で考えるのか、今までお話ししたように今回も請願が出てきたりしている中で具体的にこれからの山元町全体の保育の方針として子育て支援の方針としてここを拠点としながらという形の考え方のニュアンスでいいのかどうか。坂元、あるいは山下、全体の今人数聞いたんですけども、バランス考えながらこの拠点の整備の考え方としてどうなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま、改めて子育ての基本的な考え方というふうなことでございますけれども、町としてはまだ震災前、お隣の亘理町さんとの合併問題、時期尚早というふうな時期がございまして、自立の道を、自立のまちづくりというようなことを模索してきまして、その中で行政改革を町挙げてやりましょうというようなことで、当初4カ所ありました北、東、中央、南、この保育所を2カ所にしましょうというのが震災前の大きな方針、方向性でございました。その後、3・11の大震災によりまして3カ所の保育所のうち2カ所が壊滅的な被害を受けまして、残念ながら取り壊しを行って現在その代替えとなる南保育所が老人憩いの家、合戦原の1施設を含む北保育所の2カ所で保育施設の運営を行っているというふうな流れがございまして。震災後の復興計画の中で震災後の急激な人口減少なり、あるいは少子高齢化がより顕著になっているというふうな中で、特に子育ての環境、十分なものとは言い難いというふうな現状を踏まえて復興計画の中では町の復旧復興を進めるに当たりまして従来からの課題も同時に解決をするため、これまでの手法にとらわれないで新しい視点でのまちづくりを目指していきましょうというようなことでございました。

子育て支援の充実につきましては、町の現状なり将来を見据えましてサービス水準を向上をさせる。そして子育て支援施設の充実を図っていくということ、そしてまたその中核を担うべき施設整備が必要であるというふうな、そういう基本的な位置づけをしまして、その後、特に25年からさまざまな形で意見の集約をしてきたというようなところでございます。具体的に子育て中の皆さん、あるいは保育所のスタッフ、あるいは地域の皆さん、議会の常任委員会なり等でも要所要所でその経過説明も含めまして今日に来ているというのが大筋の流れかというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今総合的な考え方についてはお伺いしました。ただ、今の中で出てきている中で今までの議論の中で保育所関係の子育て支援の考え方、4つを3つにして、3つを2つにして、最終的には今回1つにしながらかやっていくんだよという方向のお話だと思うんですけども、これから考える中で先ほども坂元山下地区のその児童数、未就学児童だったり保育所に通っている人たちおりますので、その辺の今回の施設の中でどう考えていくのか、あるいはその施設とあわせて別な方向の子育て支援の考え方があるのかどうか。その辺も具体的にお聞きできればと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでのこの問題の検討というふうなことでお話し申し上げますと、例えば坂元地区のほうにも一定の保育施設、あるいは保育機能をぜひというふうな声もございまして、例えば坂元地区に分園の設置は検討できないかというふうなことがございました。そういうようなことで、県内での先進事例でございまして松島町のほうに担当の保健福祉課、あるいはその後教育委員会のほうも一緒になって現地のほうを視察見分をしまして、分園を何らかの形で整備できないかというふうな検討も行ってきております。それと同時に、今例えば坂元小学校の余剰教室を利用して分園などを設置できないか、整備できないかというふうな検討、これについては松島と違って整備の実態が違うというふうなことがあったりしております。例えば松島のほうではいち早く小学校と幼稚園を併設をしてきているんですね。そういう面での整備条件の違いなどがございまして、仮に坂元小学校での余剰教室を活用してもすぐにすんなりとはいかないもので、一定の検討なりというのを、工事が必要だというふうなこともございました。そういうふうな部分も含めて同時にこれまでお話ししてきましたのは新年度から新しい制度が創設されるということもございましたので、新制度によって新たに創設されました小規模保育事業、こういうことなども、こういう制度も活用も視野に入れながら幅広く引き続き丁寧な議論を検討してまいりましょうというふうなことで今日に至っているというふうなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今町長からお話伺った中で、主たるこちらの11億円今回の事業、子育て支援施設全体で整備をする。それとあわせて坂元地区にも小規模の保育事業とか、あと分園とかいろいろ検討しながら整備を進めていく考え方があるという形の捉え方でいいのかどうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでも、例えば27年第1回の定例会なり、あるいは今議会でもご質問を既にいただいておりますけれども、一貫してお話、ご説明申し上げてきましたのは、分園、小規模保育事業などの保育施策における可能な選択肢を検討する、将来的な持続可能な方策について見出していきたいというふうなそういう考え方をお話をさせていただいているところでございます。先ほど言いましたように、この問題については丁寧な議論を進めてまいりたいなというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、財政的な部分にちょっと入りたいと思います。今お話の中で出てきている11億1,300万円、どうしても今まで我々議会の中では全体では復興交付金を含めた国の財源、それが大半を占めるという形で我々捉えてはいたんですけども、ただ、ここに来て全部精査すると4億5,000万円の11億円の中の4億5,000万円の一般財源の持ち出しになるということで、非常に山元町復興事業で交付金事業、町長含めて執行部一生懸命頑張ってもらっているおかげで大分財源的には担保されている部分があると思うんですけども、特にここに来て財源が担保されな

い部分も少し見受けてきている。この子育て関係の事業については特に4億5,000万円ということで非常に大きな持ち出しになるということで、先ほど財政課長のほうからは今後起債等を考えながら交付税の措置がされるような取り組みも考えていきたいということですが、その辺、具体的にきちっと見えるものがあるのかどうか。ただ、今のお話でやっていきたいというだけではどうしようもないので、ある程度中身として起債対応のものが見える部分があるのであれば教えていただければと思います。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。ただいまのご質問にお答え申し上げます。起債に関しましてなんですが、一番真っ当に今の段階で打てるものとして当方で考えているのは社会福祉施設事業債という起債がございます。こちらは充当率が80パーセントになってございまして、交付税措置がなしというような、いわゆる単なる借金という起債でございます。ですので、この起債を打つという部分になってくるときには慎重な対応が必要であろうというふうに考えています。先ほど説明の中で申し上げました有利な起債というところで、具体例をちょっと申し上げますと、ことし新たに創設されました公共施設最適化事業債という起債がございます。これは残念ながら起債対象施設は北保育所のみということになってしまいますが、要は公共施設の老朽化対策の一環として施設の集約化・複合化というような試みをした場合に、それに対して起債を打つことができますよというような制度がございます。ちなみに、充当率は90パーセントで交付税措置が後年度50パーセントということですので、簡単に言うと起債したうちの半分は後年度国のほうで見てもらえるというような起債とか、あとは地域活性化事業債、こういったものがございます。こちらもちょうど90パーセントで交付税措置率が30パーセントというようなことで、先ほどご紹介したものよりは落ちるんですが、例えば子育て支援センターとか児童館とかそういったものには活用できるのではないかとというふうに今のところ考えているところでございます。ただ、当然ながらうちのほうが打ちたいと言ったからといって単純に打てる話でもないで、そこら辺は県なり国なりとも相談をしながら今後検討していきたいということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。財政課長のほうでこれから一般財源の関係の起債、そして交付税措置される部分、あるいはいろいろな補助事業の検討も、補助起債の検討もされているようですから、これからそういう部分もきちっとより以上に考えてもらいながらこの11億3,800万なにかしのお金、できるだけ国県の補助充当だったり、あと補助裏がちゃんと担保できるような形で考えていただくことと、あと全体的な事業の中で積み上げた中でこのぐらいの額だと思えるんですけども、これからきちっと入札含めて工事業者の人たちにも、あるいは施工の中での考え方としてできるだけ削減できるような形の中でこの見せていただいた非常に立派な建物なので、イメージ図だと思うんですけども、こういう形で今後は新市街地の中で拠点となる子育て拠点の施設として取り入れられるような形で工程守りながらやってほしいなと思うんですけども、その工程管理の部分については実際この工程の中でできるのかどうかをお伺いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず前段の部分については私のほうからアレしまして、後段の工程管理のほうについては担当課長のほうから補足をさせていただきます。

前段、ご指摘いただきました一定の工事費をかければそれなりのものができるというのは皆さんご案内のとおりでございますけれども、もろもろの財政運営をトータルで考

えたときはまさに全ての面で山元町の身の丈にあったものをつくる。そういう中で少しでも充実したサービスを提供できる、あるいは施設の管理運営ができるというふうなことに意を用いてまいりたいというふうに思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。私のほうからはスケジュールについてご説明させていただきたいと思います。通常、現在実施設計のほう終わってございまして、その中で設計業者との打ち合わせの中で、大体工期を8カ月から7.5カ月ぐらいでできる建物、木造の建物で流通材を使います。建物が2階建てではなく全て1階で建てますので、早ければ年度越す、越さないぐらいでしょうか、工事の着工の時期にもよるんですが、大体7.5から8カ月というふうに見ている状況でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。次に移ります。11ページ、農業復興推進費の先ほど説明受けた中で東日本対策生産、東日本の農業生産対策交付金事業、この事業の絡みですけれども、この事業、附属資料でも説明受けたわけですけれども、実際には法人とあと農家、水稻農家という形になっています。東日本生産対策交付金事業というのは財源的には一般の事業者だったり農業者の持ち出しもあったのかなと思う。まず、それ、持ち出し、今回はないという形のものでなかったのかあったのか、まずお伺いしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回の東日本生産対策交付金については、通常の今までと同じ事業でありますので一応町のかさ上げ、県と国と合わせて80というのが標準です。あと20パーセントについては各経営体の負担というのが発生します。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それで、27年の集中復興期間、一応この前もいろいろ議会の中でも議論あって、国が一部負担をこれから求めていくという形の中でこの東日本生産対策交付金事業で山元町の場合も大分恩恵を受けたというか国からの支援受けながらずっとやってきているんですけれども、この中身についても復旧関係で従来震災を受けた人たちに震災前の状況に戻してやるというのが今回の震災の復興交付金事業の考え方だと思うんですけれども、その辺で実際にまだまだ山元町の中で類別、例えば水稻もそうだしあるいは各作業農業体系、そういった部分とか商業も含めてそういうまだまだ積み上げ復旧でできない部分もあったり、それを本当は取りまとめて年度内に出せるような形にすれば国からまだ補助事業の恩恵が受けられるのかなという気はするんですけれども、その辺全体の中で本当に営農意欲があったり事業意欲があたりする人たちの手を挙げていただいて、最終的には事業積み上げをさせて国に27年度末までのせっかくの集中復興期間の事業、それを出せるような考え方でできないのかどうか。具体的に今回の予算、あるいはほかの予算も含めてお伺いできればと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今のお尋ねですが、毎年毎年JAさん中心に、あるいは復旧復興事業の中でいろいろヒアリングをさせていただいて需要量まとめて県とこの採択については協議してまいっております。基本的にはこれからもそういう需要量があれば受けられるというふうには考えますけれども、具体的にご相談させていただかないとなかなか先が、適用になるかどうかというのは見えないところがありますので、個別具体的に相談させていただきたいということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今お話ししたように、27年度年度いっぱいなので今課長の話だと個別具体的にという話で、意欲がある人たちが手を挙げていくという形であっても町でもう少ししかないのできちっと支援指導するような形でないとなかなか国に直接行けないという部分は多分、町内の自立したいという人たちの中にもあると思うんです。

そういったことをきちっとあと半年やそこらで27年度内にこの復興交付金事業も東日本の部分終わる可能性もあったりするので、ぜひそういうところも今回のような形で予算の中身も含めて力を入れていただければと思いますので、その辺について町長からお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのご提案は町のほうで農業者の皆さんからの申請なり相談を待っていることなく、町のほうとして積極的にあらゆるチャンネルを通じて農家の方々の営農意欲を、背中を押せるようなそういう取り組みをしながら制度をしっかりと活用して農業の振興に当たるべきだろうというふうな、そういう姿勢を問われたのかなというふうに思いますので、担当課を中心に今まで以上にそういう姿勢を前面に打ち出して農家の皆さんの意向を把握して必要な支援制度を活用してまいりたいなというふうに思います。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。同僚議員から2人ほど言っていました。私も2点ほど質問あるんですが、同僚議員から質問出ていましたので附属資料の2ページ、3款2項7目児童福祉復興推進費、この部分について質問させていただきます。先ほど新山下地区には150人態勢の保育所だということですが、この150人には坂元地区の希望者を予定として入っているのかどうか。まずその辺からお尋ねします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。150人規模の中には山下地区、坂元地区を含んだ両方合わせた人数の見込みでもって推計しております。以上でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。150人ということですが、これは宮城県とか他の市町村とかも全部調べてみますと、大体80人ぐらいが平均なんですね。どちらかという宮城県でも150人というのは恐らく最高の規模の施設になるのではないのでしょうか。施設そのものは大きくて、あるいは新しい施設でいいと思いますが、実際は人なんですね。人対人の教育といいますか環境が大事だと思うんですが、そういう意味では大きいよりは4、50人、何人が適正化はそれぞれ違いますが、そういったことでのもうちょっと小さくても、あるいは少なくとも、あるいは100人規模でもいいのではないかという感じをするんですが、そういった意味では坂元地区への分園というか、形を変えた坂元地区の要望もあるものをもうちょっと検討する。必ずしもあそこだけに集中するのがいいことかどうか。その辺の考えをお尋ねしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回予算提案させていただいております子育て拠点施設における保育所の規模というふうなことでございますけれども、これにつきましては先ほど来から経緯、経過を振り返っている中でアレしますと、子育てをされている親御さん、あるいは保育所にスタッフとして携わっている職員等々の意見交換をしながらどういう規模、どういう機能のものを町として整備していったらいいかというふうな、そういう意見を集約した中でこういうふうな規模になってきているということでございます。議員のほうからは県内の平均的なというふうなお話もございました。これはその自治体、地域のそれぞれの置かれた中で、山元町であれば当初60人が4カ所というふうな形、震災で2カ所というふうな形、いろいろな変遷があってこの規模が再検討されて決まってきたというふうなことだろうというふうに思います。したがって、山元町は前段申し上げましたような意見を集約してきた中でそういうふうな方向性を見出してきたというところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。もう少し具体的に言えば、仙台は80.2名、川崎市は85人、仙台市が135の保育所があるんですね。その平均がですから小さいところは20人から5、60人、そして一番大きいところでも130人とそういったことから見ても、これは川崎も大体同じような他の市町村に参考という形でやったのかどうか知りませんが、余りにもちょっと大きい。逆に心配なのはサービスがスキシップを中心としたそういった意味の子育て、特に小さい三つ子の魂百までもと言うぐらいゼロ歳児から3歳あたりは非常に重要な時期だろうと思うんですね。そういった意味からすると、大規模よりはむしろ中規模あるいは小規模、そういったものが適するのではないかと。子育てするなら山元町という特色、子育ての特色を持たせるのであればなおさらのことという方向での検討がされるべきではなかったかと思うんですが、改めて規模についての考え方をお尋ね申し上げます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて新しい保育所の規模の関係でございますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、これまでの意見集約の中ではサービスの充実ということが基本にご意見が多かったのかなというふうに捉えております。ゼロ歳児を扱えるような形、あるいは保育時間の延長ができる形等々、施設としてのサービスがしっかりしたものをぜひ1カ所をお願いできればというふうな、そういう声が非常に高かったというふうなことでこの規模感を整理をし、あるいはまた要所要所で所管の委員会のほうにもときどきの検討の状況をご説明しながらこの問題には対応してきているというふうな状況がございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。町長からる経過についての説明がありました。私の認識といえますか、あるいは非常に誤差があるといえますか、当初から1カ所にしようということでのどうも初めに結論ありきみたいな当初この問題は私も2回ほどこの問題取り上げていますが、アンケートとった時には子育て世帯、あるいはほかの方も含めて85.4パーセントの方が2カ所にすべきだというアンケート出たはずですが、その表明はほとんどなくて、私も保健福祉のほうに議事録を取り寄せて出せませんということでしたが、最後情報公開出しますということも含めて出てきたのは黒塗りで発言者の部分が黒塗りで出てきた。それを見ますと85.4パーセントの方が2カ所という要望だったはずなんです。それで、それをベースに26年3月8日、坂元公民館で説明会を持った。私も出ましたけれども、そのときは40数名、50名近い方が出ていました。その方の26名、私も議事録ここにとってきょう持ってきましたけれども、とっていましたので26名発言されました。その中で1人だけは確かに一日も早く山下1カ所でもいいのではないかと、一日も早くつくってほしい。これは山下のユウさんという方です。しかし、それ以外の方は全部読み上げるわけにはいきませんが先生の方も何とか最初に1カ所では結論ありきでは困る、なぜ坂元につくらないのかと、あるいは区長さん経験された方とかも、あるいは子育てされた方も出席されておりました。そういった方も名前言うといろいろアレですから申し上げませんが何とか2カ所で質の高いサービスできるような施設にしてほしい。小規模でもよいのではないかと。これは町区の保育所に関係に仕事された方の発言でしたけれども、2カ所に坂元地区にもぜひつくってほしい。町区のある方ひとりひとり大切に質の向上をぜひやってほしい。一貫してそんな話で要望が募り最後に町長は総括して最後の挨拶でこう言っています。当初は1カ所というこの方針で説明会というふうなつもりで余計だったと思っておりますが、もう一度寄せられた

意見を十分検討し前向きで坂元地区の問題も検討しますという発言をされた。私も私的なコメント、感想文としてまだまだ住民とよく話し合う必要があるのではないかということでこれは私のコメント、私見ですが、こんなものを書いてあった。とりあえず、それを踏まえまして4月の町長選のときに町長も御存じの公約にちゃんと坂元地区も検討しますと公約持ってきていますけれども、こういうこと書いてあるわけです。ですから、これは公約でありますし、丁寧に住民にも説明しなければならないし、もちろん議会にも我々も説明してほしいと思うんですが、それなくして今回この新山下につくるのは結構なんですよ。反対しているわけではありませんが、ここが決まれば坂元地区には要らないんだということの前提のもとにやるのではなく、我々はするのではなくこの新山下駅の今度の予算の中には坂元地区も入っているのか入っていないのか。これとは別個に坂元地区にも検討つくことを検討する。これはこれで別個ですよというのか。その辺は改めて町長の考えをお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐哲也議員からは去る3月の27年第1回定例会の中でも同様のご質問を頂戴をしてきたところでございます。そのときは私としては坂元地区の保育環境の確認については単に従来のような形での保育所再建に限らず、公共の空きスペースの利用、世代間の助け合いによる保育、民間施設の連携など可能な選択肢の再検討、あるいは将来的に持続可能な方策を見出していきたい。今後もさまざまな立場のご意見を踏まえて丁寧な議論を重ねてというふうなことでございます。前段ご懸念の坂元につくらないことを前提に山下の進めるのかというふうな、そういうふうなことに対してのそうだというようなことは今まで一度もお話し申し上げてはございません。今回の遠藤龍之議員の同じようなご質問につきましても坂元地区における保育機能につきましても子育て機能拠点施設との連携、あるいは保育の選択の幅が広がっておる新制度の活用も視野に入れながら引き続き鋭意検討してまいりますとこういうふうな答えをしっかりとしてきたつもりでございますので、その点、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。この問題は検討するというのはある意味では政治用語でなかなかその先検討したけれどもだめだったというケースが非常に多いんですね。町長のことを信用しないわけではないんですが、たまたま昨年の防災集団移転で赤坂地区の問題がありましたですね。これは私も再三再四取り上げてお願いしたんですが入学式は遅れるけれども卒業式は同じにするからという発言などもいただいて、工事は遅れる、あそこは地盤がしっかりしているから工事開始が遅れても入居完成は住宅入居は同じにしますということまで途中で返事いただいていたんですが、結果として最後になりますとだめだということ。こういうことがあるものですから、坂元地区の方々は今後もお願い出ていますが、最後になって坂元山下に大きいのがつくったんだから坂元はできませんよということに結果なるのではないかというその可能性が非常に大きいということで心配しているんです。これは町民の心配、私も実はそういう心配していますが、町民の方々要望されている町民の方々が心配するのにももっともなんです。ですから、そのところ安心できるようにこれとは別個に、あるいはこの予算の中でといっても結構ですが、坂元にも設置をするんだという前向きの一言を町長のほうから心強い力強いご発言いただければよろしいんですが、再度その辺のお考えを表明していただきたいと思うんですが、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的な考え方につきましては、繰り返しになりますけれども、先ほど来から言っているように、坂元にも何らかの形での保育所的なものをしっかりと設置できるように、確保できるように頑張っていきたいというふうなことでぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。坂元地区にもつくります、設置するという方向のご返事をいただいたということでもよろしいわけですね。もう一度、何か言わないということの発言も同僚からあるので、私の受けとめ方がどうなのか。今が将来に備えてということ盛んにおっしゃっていますが、将来は今があるから将来があるのであって、今を否定したら将来はどんなことあってもないと思うんです。あるいは今おられる方を大事にしなければ将来どんな立派な絵を描いてもこれは達成しない。今の延長上に将来があるのであって、したがって、今の現在の状況などもよく踏まえて再度何か今私の受け取り方とちょっと違うのか、町長、その辺もう一回明確に坂元地区にも保育所をつくるんだというような受け取りを先ほど私したんですが、それが違うのであればもう一度説明いただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。皆さんの受けとめ方がどこにあるかという部分もございますけれども、これまで言ってきていますのは分園についても引き続き検討を進めていく、あるいはまた新制度によって新たに創設される小規模保育所などの活用も視野に入れながらというようなことで、そういうふうな選択肢を用意しながらどういう形がいいのか、それを十分検討しながら設置をいたしますというふうなことでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。設置を検討しますと。内容についてはいろいろ検討という部分があるかと思いますが、坂元地区も検討するという結論というふうに私も受けとりましたので、ぜひともよろしく。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午後00時03分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい、議長。簡単に1点だけお伺いします。先ほど説明がありました3款7目であります。説明の中で全体的な数字11億なにがしの数字が出ておりますけれども、保育所だけの内訳をちょっと教えていただけますか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、保育所のみ建築費の財源の内訳ということでもよろしかったでしょうか。お答えいたします。金額、5億8,253万6,000円という工事費を見込んでございます。もう一度、5億8,253万6,000円でございます。

1番（青田和夫君）はい、議長。その中で総体的に5億8,253万6,000円ということで数字がありましたけれども、イケアから来る数字というのはどれぐらいなのかお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちらはイケアから来るのは基金の取り崩しということで7,560万円を想定しております。以上です。

1 番（青田和夫君）はい、議長。7, 560万円という数字が出ましたけれども、これは指定寄附なのかどうか、ちょっとお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。

指定寄附として子育て支援基金のほうに積み上げている基金の取り崩しでございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、先ほどの一般財源の7, 015万円というのとはどういうふうな関係なのかお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。一般財源の7億円の数字でよろしかったのではなくてですか。一般財源……。一般の持ち出し分7億円、予算書上では。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）よろしいんですか、あとは。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

2 番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、附属資料の1ページ3款1項1目社会福祉総務費3, 814万1, 000円について質問いたします。この内訳はこのとおり中に出ているとおりの一応臨時福祉給付金と子育て世帯臨時給付金と2つに分かれておりますが、その中で特に福祉給付金3, 300万円。これは低所得者に対して昨年引き続き臨時的な措置として臨時給付金を給付するということになってはいますが、3, 300万円のうち本当に給付者に渡るものは1, 890万円、そしてその事務経費が1, 400万円かかる。実に半分近いものが事務経費にかかる。困っている方に3, 300万円のうち1, 800万円しか行かないというのはなぜこんなに事務経費がかかるのか。給付そのものはいいと思うんですよ。3, 300万円のうち3, 000万円が困っている方に行って300万円が経費だというならわかるんですが、約半分近いものが一般職員に行くのかあるいは外部団体に委託するのかわかりませんが、これはちょっとそういう意味では内容的に問題あるのではないかということで、その辺についての説明をお願いしたいと思えます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、ただいまのご質問の臨時福祉給付金の事業費の内訳ということでよろしかったでしょうか。今お話しありましたとおり、総事業費として約3, 300万円ほど事業費は見込んでございますが、うち扶助費としては給付費としては1, 890万円、残りの1, 420万円に関しては消耗品であったりシステムの改修費であったり、あとデータの入力料であったりその他事務経費が1, 400万円ということになってございます。以上でございます。

2 番（岩佐哲也君）はい、議長。内訳は先ほど私も申し上げました。1, 400万円かかる、なぜこんなにかかるのか。しかも、昨年から引き続きやっているという事業でしょう、これは。新たになぜこんなに発生しなければならないのか。例えばコンピュータのシステムプログラム変えるとか何かということがあったとしても去年やっているはずなんです。新たにまた発生するのかどうか、発生するとすればなぜこんなに1, 400万円もかかるのか。3, 300万円給付にまきますということになっているけれども、余りにもその中身が本当に救済される金額が1, 800万円しかない。パーセンテージにすれば57パーセントしか行かない。43パーセントが問題だということ。もっと給付のほうに回せないものか、そういう方法はないのか。その辺の詳細な理由、なぜこうなったのかということをお尋ねしています。再度説明願います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問、事務経費の内容でございます。一番

事務経費1, 400万円の中でお金が金額で高いのはシステムの改修委託料、こちら600万円程度見込んでございます。ご質問あったとおり、昨年度と同等レベルの給付の事業でございますが、去年のシステムは単年度1年間でのシステムを組んでいまして、それを複数年、ことしも引き続きというふうなことで大分システムの改修も大幅な変更が必要となつてございます。それでこれなりの金額がかかるというふうになってございます。以上でございます。

2番(岩佐哲也君) はい、議長。そうしますと、昨年度は単年度だけ給付をするというプログラムを頼んで、ことしになったら継続してやるので新たに一からもう一度プログラム、同じプログラムだけれども金額をお金を払ったということなんですか。そうすると判断の誤りがあったという見通しが甘さがあったということになりませんか。

保健福祉課長(桔梗俊幸君) はい、議長。ことしと去年と、若干制度も変わって内容も変わってございまして、全く違うシステムに組みかえたというふうな考えでございまして。以上でございます。

2番(岩佐哲也君) はい、議長。今後もこういうケースが出る可能性もあるので、その辺は十分に先々を考えたシステム改修なりあるいは発注の仕方なり、十分役場内で検討した上でやってほしいということを申し上げて次の質問に移ります。問題定義しておきます。

議長(阿部均君) こちらで、今企画財政課長のほうから答弁させますので。

企画財政課長(後藤正樹君) はい、議長。私のほうから今回の臨時給付金の関係、ちょっと補足させていただきますけれども、議員もご承知のとおり、こちらは国のほうの経済対策の一環ということで本来であれば平成26年度限りという、25年度の国の経済対策で打たれた施策になります。ですので、我々昨年事業実施するに当たっては基本的に単年度の施策だという前提で全てのことを行っている。ところが、今年度になってさらにこの給付金事業を継続する・しないという話が出てまいりまして、最終的に選挙等もあった関係で当初予算の成立も遅れたとかそういうもろもろの事情がございましてけれども、ここ今年度になってからこういう形で継続するんだという話が出たというような経緯経過をたどってございますので、そういった部分でご指摘の部分、わからないでもないんですが、我々としてもなかなか対応しづらかったというような状況にあるということをご理解いただければというふうに思います。

2番(岩佐哲也君) はい、議長。いろいろな諸事情があろうかと思っておりますけれども、システムそのものが去年と同じであれば契約金額を例えば通常の半額であるとか3分の1で契約するとかそういう努力はしていただいたのだらうと思っておりますが、さらにこれは税金ですからそういうことのないようにひとつ今後ともお願いしたい。

次の質問に移りますが、附属資料の4ページ、6款1項9目、この中の真ん中から下、イチゴ生産支援としてGAPの農業生産工程GAP管理する。放射能管理に対してGAP管理をするということですが、このGAP管理というのは何なんでしょうか。

産業振興課長(寺島一夫君) はい、議長。これは農業生産物の安全性等を担保するために農場の生産過程を管理していくということで、一つの産地証明というようなシステムであります。これはギャップというふうに言っていますけれども、農業生産活動を行う上で法律が、農政関係の法律が幾つかありますけれども、それらの内容に即しましていろいろ点検項目がございまして。そういったものを法の内容に沿って生産活動の各工程の正確な実施、それから記録、検査、そして最後に評価をするということで、持続的な生産管理体制を

構築していくという内容であります。生産者のほうではこれらの生産物の安全性等をしっかり管理しますと、これらを自主管理しているものを評価して購入する側もある一定の品質が保たれるということで、それを見て納品を認めるというような分野があります。生産側にもメリットがあるし、購入してお客様に提供する側の販売店等のメリットがありまして、これは日本GAP協会というところで審査をして認定していくようになりますけれども、そういったシステムを構築していくという内容でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。これは放射能物質に対する生産工程と。対象が農業生産法人1社となっているんですが、これはどこに対象はどこなんですか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これはイチゴ生産農家法人になりまして、今のところ一苺一笑さんになっております。以上です。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。何か一苺一笑さん1社ということですが、放射能問題を考えた場合、これはイチゴ農家全体を対象とするべきだと思うんですが、公平性とか何か見たら金額の問題もありますけれども、なぜ1社なのか、ここだけなのかということの説明をちょっとお願いします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これは手挙げ方式でやっております、これを一旦導入しますとISOと同じように非常に維持管理コストがかかります。ですので、希望する方が国のほうとやりとりをして県を通じて間接補助で町が介して補助を出すというシステムになっておりますので、そういったことで1社ということでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。1社というか、例えば生産出荷組合みたいなそういったところで一括でやるということも検討されたのかどうか。手を挙げなかったからやらなかったということで解釈していいのかどうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。制度上は団体ということで生産の経営体が集まった団体も可能であります。ただ、今回については先行的な取り組みということでみずから手を挙げて、パイロット事業として行った、手を挙げたということでご理解をいただきたいと思えます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。パイロット事業として取り上げたということなんですが、イチゴは御存じのとおりハウスの中でやっていると思いますが、放射能という観点からいくとハウスはもちろんのことそれ以外の露地野菜だとか何かというのは結構それなりの野菜をつくって出している。例えばパプリカであるとか色々なことあると思うんですが、放射能に対するGAPのアレというのは検討しているのか、むしろハウス以外のところのほうにむしろ放射能であれば必要なのではないかと感じをするんですが、素人考えかもしれませんが、その辺は検討されたのかどうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これは放射能対策というよりも、生産者のほうで商品の販売強化という観点から取り組んでおりますので、今のところはそういう放射能全体に対する政策的なものという取り組むではございませんので、そういうことでご理解いただければと思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。ここに書面で放射能物質対策というふうに書いてあるものだから放射能についてお伺いしたんですが、いずれこういった安心安全というのは売る上でも必要だろうし、いろいろな意味でまあ、パイロットとして試験的にやるんだ、よければ今後展開するんだというふうに解釈してこの質問はアレしますが、いろいろな意味でもっとほかの部分もイチゴだけに限らず山元町野菜、あるいは漁業も含めてこの放射能

問題ももうちょっといろいろなシステムを使って安心安全で山元町のものは安心ですというシステムをぜひ、これは米もそうですけれどもそういうことを配慮した政策をとっていただきたいということで、質問を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、先ほど2議員からいろいろ質疑等ありましたけれども、私からもちょっと確認したいことがありますので2、3点お願いいたしたいと思えます。10ページ、11ページです、予算書の。子育て拠点です。

数字的なことは同僚議員がやる質疑質問しておりますので、このあり方です。今回提案されてこれを私たち今提案されているわけですが、大きな方向としてまちづくりとして町長はいつも子育てするなら山元町とすごくいいキャッチフレーズでいつもお話しされています。それで、非常に私はいいいことだと思うんです。それで、ただ、これまでの発言の中でちょっと心配な部分もあるのでその辺を一つ一つ確認したいと思う。今回これまで議会に対しても新山下に集約した施設をつくるんだというようなお話をずっとされています。ですけれども、先ほどからお話しになっているように一方で坂元地区にも考えるという考えが聞かれるんですが、その辺のきちとした確約がないと申しわけないですけれどもなかなか難しいのかと。要するに、一方では子育てするなら山元町と本当にいい言葉でお話ししています。魅力的な町をつくったら若い人がいっぱい山元町に来ます。私はこの町を左右するような大きな分岐点になっているような事業だと思うんですね。ですから、これは私は決してやるなどと言っているのではないんです。これはすばらしくいいことなんです。ただ、一方で一極に集中することがいいのかどうか。まちづくりの大きな根幹としてその辺、これにそぐうかそぐわないかわからないけれども、大きなまちづくりの方向性として議長お許しをいただきたい、この質問。町長、お願いします。

議長（阿部 均君）一極集中でいいのかどうかという部分だと思いますので。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町の施設整備の基本的なあり方というふうなお尋ねだというふうに思いますけれども、いろいろな場面でお話ししているとおり、山元町の置かれた状況を共有しながらどういうまちづくりにすべきかというようなことが大事なんだろうというふうに思います。私はこれまで復興まちづくり、できるだけこれまでの町の地域構造、分散拡散型の地域構造というものをこの機会に少し反省すべきは反省をして、先を見据えたまちづくりのあり方を模索しましょうというようなことで復興まちづくりを取りまとめてきた経緯がございます。そういう中で、これまで企業誘致もしなければならぬ、あるいはお店も欲しい、あるいは学校などでも一定の人数が集まる中で切磋琢磨できるようなそういう環境が欲しいとか、先ほども触れましたように保育所で言うと保育時間の延長もしてほしい、あるいはゼロ歳児も扱ってほしいとさまざまな、まさに多種多様な町民の方々のそれぞれの立場からのご要望があるわけでございます。一方では人が減っていく。人が減るということはよほどまいやりくり、財政運営をしませんと負担は多くなる一方でございます。だから、サービスを維持する、あるいは少しでも向上させる。しかし一方では皆さんのご負担を極力過度にならないようなそういうふうなやりくり、運営をしなければならない。まさにこれは町としての経営をいかにしていくかということが問われるわけでございますよね。そういう大きな方向性の中で一つの施設整備がどうあるべきか、皆さんのいろいろな面でのご心配、ご要望、ある一

方面では財政の負担というこの相反する部分をうまく調和させていかなければならない。ここが問われているんだらうというふうに思うんですね。

ですから、そういう中で例えば今回の保育所、子育て拠点施設につきましては当初からいろいろ議論する中で今申し上げたような方向性を確認しながら、そしてまた時々関係者の皆さんの意見を集約する方向性を確認する中でご提案するような形をとってまいったということでございます。全てが合理的、効率的で律するわけにはいかない側面は多々あるわけでございますけれども、総じてそういうふうな考え方を共有していかないとこれからのまちづくりは大変でございますよというようなことで、できる限り集約できるものは集約をする、あるいは集約することによって生ずるデメリット的なものについては別な形でそれをカバーしていけるような知恵なり工夫を出すということで、極力メリットを生かし、デメリットを少しでも少なくするというようなそういうふうな方向性でもろもろの対応をしていく必要があるのではないのかなというふうに考えているところでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。一般質問ではないので余り入っていきこうとは思いません。ただ、私がきょう提案されているものに対して判断できるかどうかということでもう少し聞きたいのもう少しお許しください。町長ね、今るる人口が少なくなってこの町の経営どうのこうのというお話されますけれども、だからこそ魅力あるまちづくりをしなければだめなんです。いわば先行投資ですよ。そのぐらいの思いがなければだめなんです、町長。だから私ここで今言ったようなお話する、私が質問したことに悪いけれども答えていないので私まだ判断しかねます。要するにここに一極で集中してしまうのか。要するにせっきやく山元町のまちづくりを3拠点にしたわけですよ。新山下、新坂元、宮城病院、すばらしい考え方だと思いますよ。その一方で坂元置き去りにして山下だけ1カ所に集中してそれは本当のまちづくりにならないんですよ。だから私ここでまだ判断迷うので坂元にも間違いなくそういうことで考えますというような町長の考えないと私判断できない。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。判断ということでございますけれども、基本的には先ほどお話をさせていただいたような基本的な方向性をベースにして、一つ一つの施設が、あるいは公共施設がどうあるべきかというふうなことをしっかりと考えていかなければならないというようなことでございます。この保育所、あるいは子育て拠点施設というふうなことに的を絞って言うならば、何回もお話ししますけれども、ここ数年いろいろな機会を捉えて意見をお伺いしをして、そこで集約された方向性を基本にご提案を申し上げてきているというふうなことでございますので、その辺の進め方、あるいは町民の皆さんの意向というふうなものもきっちりと踏まえて検討なりこの提案をさせていただいているんだということでございます。それから、先ほど岩佐哲也議員の質問でもお答えしましたとおり、坂元に何もつくりませんよというふうなことは一切言っていませんで、岩佐哲也議員にはご質問にお答えしてしっかりと坂元における保育所、どういうふうな形で設置すべきかという問題はございますけれども、それについてはしっかりと対応をしていきたいというふうなことを申し上げているわけでございます。こちらが100で先方がゼロだというお答えはしておりませんので、ぜひその辺も含みおきの上賢明なご判断をお願いできればありがたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。町長さんのお言葉ですから私も受け入れたいんですが、午前中

の質疑の中でも岩佐哲也議員からも赤坂地区のことでお話が出ましたけれども、私もまさにあそこに私は入っていた人間ですからそういう意味で町長の発言したお言葉というのは重いということ指摘してこの件については終わります。

それから13ページ、住宅費公営住宅建設事業費道合地区、これについては説明をいただいております。今回これについては我々議会としてもいろいろこれまでも2度難しいということで否決をさせてもらった案件を今回こうして通しているわけですが、これがあのときの話だと遅れることはいけないので何とか早くしたい。また、住民の皆さんの要望に応えたいというようなことからどうしても認めてくださいということで議会を通った案件でございます。ただ、そのときはお金もかからないし工期も早くなるというようなお話でしたが、今回もろもろの事情から1年以上もおくれるというお話を受けています。今後まだこういう心配がないのかどうか。ましてやこういうことがないよというJVという方式でこういうことがないように一体的にやっていくということで我々説明されて認めてきたものがこのように遅れてくるということ、今後本当に大丈夫なのかどうかということで確認したいので、その辺お答えできる方。

議長（阿部 均君）道合地区の件、今後これ以上遅れることはないのかどうかということなので、誰かお答えできませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。道合地区の今回ご提案している内容で工程管理、入居完成の時期、これも先般一般質問等でご確認があり、ご説明させていただきましたけれども、今予定しているスケジュール、これに特段の支障がなければこの工程でしっかりと仕上げさせてもらうというふうなことに尽きるわけでございます。ただ、今までのその他の事案も含めて言うならば、余り今の段階で不測の事態というふうなことは申し上げたくはございませんけれども、世の中にはそういう部分もややもすると出てきたりしますので、そういうことがない限りは今ご説明している内容でしっかりと対応させていただくというようなことをご理解をいただきたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。ぜひそのようにお願いしたいと思います。ただ、同僚の一般質問の中でもこれまでにこういう経過に至った経過についてももう少し私たちに事前に説明できなかったとか、あともう少し前倒していろいろなことができなかったのか、どうしてこうやって時間だけ費やしたのというような一般質問の中でもあったけれども、今言ったように万が一不測の事態が生じたような場合にはいち早く議会にそういうお話をして共通理解のもとに進んでいくことが非常に大事だと思うので、その辺を町長ひとつしっかりとやっていただけるように一言だけその辺。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。もろもろの事業を執行している中で時として当初想定していなかった出来事が残念ながら出てきているという中で、我々としては出てきた案件、その都度いろいろと内部で問題を共有し解決策を練る中で一定の考えを整理しながら特別委員会なり議会のほうに変更なり状況なりを説明をさせていただく、これの繰り返しでございますので、極力タイムリーさを失しないようなそういう対応を引き続き努めてまいります。

議長（阿部 均君）ほかに。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいまの質問から、質問といいますか課題から入りたいと思います。坂元地区の住宅建築と工事費関係についてです。これにつきましては先日一般質問でも取り上げさせていただき、また今の質疑等もありました。いろいろな懸念のあ

る課題だというふうに受けとめているわけではありますが、今も先日の一般質問の中での回答の中でもまだ疑念が残るということで、改めて確認させていただくわけではありますが、そもそもこのおくれの要因、これは一般質問の中でもアレなんです、もうこれは3年がかりの案件になっている。その都度もろもろ問題があって今に至ったわけではありますが、さらに1年の遅れというのが今回また判明し、そしてその遅れの中身でのこの予算化ということなんです、もともとこの計画には無理があったのではないかとと思われるんですが、どう思われますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。道合地区の公営住宅の整備の進め方についてということで、そもそもの関係をどういうふうに捉えるのかということでございますけれども、確かに2度にわたるこの問題に対しての議員の皆様方からの疑問、疑念というような部分が相当程度あった。私どもも一部説明不足の対応があったかなというふうなことで、2度の残念な否決というふうなこれまでのいきさつがあったわけでございますけれども、執行部としてはお示しをいただいた諸問題、これを一つ一つクリアすべく努力した中で少しでもご理解が進むような形で進めたいというふうなことで、去年のこの議会で3度目の正直というふうなことでお認めをいただいた経緯があるわけでございます。そういう経過を踏まえますと、無理があったという点、これは冒頭申しましたようにそういう側面があったかもしれません。ただし、それは時間の経過の中で多重防御の関係であったり、あるいは軟弱地盤の工事費の縮減の問題であったり解決すべき点は解決をしながら取り組んできている。一方ではその過程において地元の皆様、あるいは坂元地区の皆様方からあそこの大切な道合地区の中での排水問題、道路問題を一举に解決できることもしっかりと取り組んでほしいというふうなことがございまして、そういうものを解決しながらこの道合地区での公営住宅の整備を進めていくという、いわば二兎を追う形にはなっているかもしれませんが、一定の時間はかかっておりますけれども、町としてできるだけ町の負担を少なくする形で坂元道合地区の長年の課題を解決をしまいたいというふうな方向で来ているというふうなことでございますので、足らざるところは反省をしつつ、あるいはそれを少しでも工夫改善するというような努力もこれもご理解いただく中でこの問題を進めさせていただければありがたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。時間省略のために前段部分はもう何回も聞いている話ですから、その辺については改めてお話しされる必要はないと考えます。単純に聞いているわけですから単純にお答えいただければと思います。次に、無理があったと、私に無理があったとと思っているんですが、まずここで指摘しなければならないのはこれも一般質問の中で確認したんですが、その辺明確なお答えがなかったということで、改めて確認するんですが、あの6月議会でこれは私の表現なんです強行突破ということで予算化され、そして8月議会で事業着手ということになったわけですが、そもそもこの6月議会での議案提案のときに十分な調査がなされていればそんなはずはなかったということなんです、その辺の確認なんです、あのとき予算化されたときには12戸全部大丈夫だということで多分予算化されたと思うんですが、しかしながら残念ながら7月1日には6月議会でその後7月1日には12戸に対して5戸しか応募がなかったということから始まっているその時点からのアレでは。そしてそれが12月までそのままの状態があって、12月でいろいろもという経緯があると思われるんですが、そういう無理があ

ったといたしますかその辺の事実についていかがですか。いいから、もう一つ一つ確認ですからいいとか悪いとかということも求めませんから、事実だけの確認でお願いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに当初の整備戸数に対する入居者の希望件数が、これが少し前に進むにはどうなのかなというふうな部分がありました。これは復興庁サイドからもそういうふうな指摘もあったものですから、一定の戸数を確保した上でというふうなことで少し時間をいただいたとそういうふうな経緯事実はございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、問題計画に無理があったということを行っているんですよ。もう提案したときには十分だと12戸確保できたということで提案されているわけですからね。それが結果ふたをあけたら5戸しかなかった。そのことによって生まれてきたまは一つの段階でのおくれなんです。計画に無理がなく十分な調査、今の言ったような調査ですね。それに対する対応策、そしてとってれば計画どおりの結果になったであろう。もう6月議会で提案予算化されて8月で事業契約も済んでいるわけですから、もうその時点ですぐに着工できたはずなんです。であるならば、こんな遅れは生まれなかったということを指摘しておきます。これは事実ですから。それから今回提案されている今度さらなる遅れの要因として挙げられているJVとの変更協議の不成立、こういうふうにこれも一般質問で確認したんですが、非常に大きな疑問を持っている。理由とされているのは作業員不足、自然高騰、資材高騰という理由になっているんですが、それでそうであるならば作業員不足どのぐらい不足しているということでお断りに断られたのか確認します。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。JVサイドから具体的な数字というところまでは伺っておりません。ただ、JVサイドとしては変更対応は難しいという形での対応をいただいているところでございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうお答えだと資材高騰についてもその増の内訳等々については確認されていないというふうに受けとめるわけですが、こんな程度でよろしいんですか。その対応。その辺については町長でもいいですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課長の説明、少しシンプル過ぎたかなというふうなことで、補足をさせていただきますけれども、例えば遠藤さんから前段ご質問のあった作業員の確保何人足らなかったかというふうな関係も含めてお答えさせていただきますけれども、ご案内のとおり工事現場は坂元でいきますと軟弱地盤対策から始まって盛り土造成工事というふうな、ご案内のように工事の段階があるわけでごさいます、それぞれ元請、JVが中心になっていろいろな関係の下請けと称する皆さんの協力を得ながら仕事を進めているという実態がございまして。ですから、その工事の内容、工種といたしますかその時期にも必要な人材、あるいは建設のもろもろの資機材、これの調達のタイミングがある。そのタイミングがあえば、例えば基本的なまだ工事中、工事が始まった段階であれば初歩的な道合地区の地盤改良なり造成工事などの関係者も比較的確保しやすいというそういうタイミング的な問題もあつたらうというふうに思います。それから建築絡みの関係については、ご案内のように一般的に建築資材が相当高騰をしてくているというふうな状況がございまして、今回の場面で具体的にどうだからこうだというふうなところまでのそこは確認はしておりませんが、まず常識的な範囲内で大変高騰している、また一方ではもともと坂元の工事の施工をお願いしたJVさんが当初落札した85パーセントという比較的といたしますか極めて低い落札率の中で追加工事とい

うふうな形にしますと資材が高騰している、人件費が高騰している中でこのタイミングでは非常に採算性に難があるというふうなそういう客観的な状況の中でJ Vさんも一定の判断をされたというふうな、そういう前後関係があるんだというようなことを改めてお話をさせていただきたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。それも含めて優秀な有力企業なんですよ、J V。皆さんが最終的にお決めになった。そしてこれも前にも言っていましたが、もうその契約する当時は資材高騰、作業員不足、当然もう判断の対象にあったわけですよ、社会の流れ、状況。そういう中でその業者が一番とりやすい数字でとった。その際でも85パーセントという数字出しましたが、それは結果であって、しかしその企業とあと町はあそこの全体の坂元のその将来も含めたことも十分に想定した契約の中身でなかったのかというふうな受けとめ方があります。といいますのは、新山下駅もしかりなんです、新山下駅の場合にはどんどん新しい事業ふえていってそれが同一企業が自然にやれる。自動的にやれる。そういうような流れで来ているんですよ。当然そう考えるならば坂元も当然追加工事だからできない。こちらは無理無理新山下の場合いい事業を追加して、そしてイチゴ本来ならばほかの企業に回さなければならぬような事業ももう自然自動的にそのJ Vがとれるような形にする。それが逆に言うと総合評価をし一括発注方式、設計施工一括発注それのうまみなのかなというふうに思っていたんですが、今考えると同じような内容のものが全く違う対応になっている。しかもその断る理由が全然明確になって、明確な理由になっていないというふうに受けとめるわけですが、資材高騰も作業員不足も当たり前の話なんですよ、この世の中。私はそこから推測するとまだ違うほかに重要な問題理由があったのではないかと今の説明では推測せざるを得ない。仮に追加工事、追加工事というのももう想定された工事なんですよ、あそこ。追加工事というよりも道合地区の工事というのは十分に想定の中にあった工事なんですよ。違いますか。町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど申し上げましたように、ですから、坂元も山下も工事の中身よってのタイミングですよ。そこを一緒くたにして一方的におかしいとかクエスチョンマークだというふうな言われ方されたのではちょっと傍聴されている方もおりますし、ラジオでも聞いていらっしゃる方もおりますので、まず坂元地区における今お願いしようとしている道合地区の工事のタイミングが先ほど来から確認もあった点も含めて残念ながら少し遅れぎみになっているということでございます。そういう中で作業員がなかなか確保できにくい、あるいは建築資材も相当程度高騰しているという状況でございます。山下の場合は確かに一部追加的な作業工事がございましたけれども、それはある意味事業の進捗展開にあわせてタイムリーな形をお願いできた部分がほとんどであったというふうにご理解いただければ何らそこに問題は生じないのではないのかなというふうに思います。問題は少しでも理解しようとしてもらえればそれは理解できる部分は相当あるのではないかなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。何を言っているかさっぱりわからないんですが、それでは私はこの2点は絶対理由になっていないというふうに受けとめています。いまだ思っています。今の説明においても契約内容条件というのは実際どうであったのかお伺いします。契約の中身、契約。契約の協議の対象になった中身よ。結果契約できなかったんだけど。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今議員がおっしゃった契約内容というのは増嵩に対する内容ということでよろしいですか。まず当初の契約というのは坂元地区の新市街地整備ということでございまして、ちょっと今手元に細かい数字は持っていないのですが、85パーセントで契約をしたというのはその時点で坂元の現在行われている工事の契約内容ということでの資材単価等の上昇見込みでやっていたかと思います。それにつきまして、今回増嵩ということで新坂元地区の造成工事、こちらのほうも増嵩ということで協議したところ、J Vのほうは現在の契約内容では応じられないという形でお答えいただいている状況でございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。もともと想定されていたのに、それでそして請け負ったにもかかわらずこの部分だめだというのは何か大きな変化が生じたのか。だから500円で想定していたんだけど実際見てみたら800円かかる。800円かかるのでは500円の利益上がらないからだからだめですといったような内容のものだったのかどうかということを確認したかったんですが、その前にそもそもその作業員不足、資材高騰について具体的な数字ないとかそんな程度の協議でそして不成立にその協議整わずということで次別な対応を図っているというふうな流れであると受けとめました。明確な回答がないものですからあとは憶測推測するしかないんですが、ほかに何か何らかの理由があったのかなというふうに思わざるを得ません。

次にはそういうことでJ Vからはお断りされたということで新たな手法で臨むということで今回提案されているわけですが、その際、この大手J Vとの協議が不成立となったということで新たな手法対応でと今臨もうとしているんですが、その際、これらのなぜ整わなかったのかというようなこととその要因原因になったことに対してどのように総括し次に向かおうとしていたのか、その辺お伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。整わなかった要因ということで協議につきまして、こちらはやはり一番大きな要因としましては先ほど申し上げましたとおり、当初契約した時点の内容と異なる地域との契約ということで、こちらはJ Vさんのほうではあくまでも当初契約、25年度時点で契約した内容での入札金額ということもありますので、そちらと違ったところを違う時期に新たに増嵩するというのは難しかったのではないかとこのところが一番大きな要因だというふうに考えてございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺さっき聞いたつもりだったんだけど、伝わらなかったね。そういう意味で総事業費はどのぐらい変わったんですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。当初の造成費用としましては1億7,000万円というふうに考えてございまして、それについても協議が整わなかったという形で考えてございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）総事業費です。

議長（阿部 均君）執行部のほうから休憩の申し入れがありますので、この際暫時休憩といたします。再開は2時20分といたします。

午後2時01分 休憩

午後2時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）震災復興整備課長、答弁願います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。お時間いただきましてすみませんでした。先ほどご質問ございました変更協議、道合地区についてのJ Vのほうに依頼した協議額としましては、5億1,100万円ということで道合地区の造成費として協議いたしてはございます。これにつきまして、さらに実際J Vが請ける際は請負率ということもございまして85パーセントで請けるということから、その差額をおよそ7,665万円ほどJ V側としては足が出てしまうという形で考えてございます。さらに、当時の契約したときとの物価上昇等もございまして、J Vのほうではそちらのほうは難しいという話をいただいた次第でございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺でうろうろしていると時間もかかるということで、とりあえずこの件については後回しということでいろいろまだまだ疑問あるんですが、先ほど来問題と申しますか質疑の中にあります保育所の問題について10ページですね、ついてお伺いいたします。

この間のずっとこの前の一般質問、そしてきょうの質疑等々、そしてそれに対する町長答弁を聞いていますといまだなお明確に示そうとされていない。皆さんの質問聞いてみますとそれから前の一般質問の内容もなんですが、坂元地区に独立した保育所、保育所ですよ。保育所の施設の再建ということを求めているわけですが、その質問に対してさっきまでの回答を見ますとまだ明確に示されていない。この根底には何があるのか。これまた推測するしかないんですが、明快な回答がないということからなぜか町長には坂元地区というのが町長の山元町というところに入っていないのではないのか。それが先日出てきたメインとサブという表現にあらわれているのではないかというふうに思うわけですが、あのときもコンパクトシティのことについてお聞きしたときみんな同列ではないかと。そして当然同列ということであるならば坂元地区もコンパクトシティです。宮城病院もコンパクトシティです。そこには都市機能の充実、公共的公益施設の充実、そして若者が住みやすい利便性の高い町、それがコンパクトシティだというのはもう再三再四にわたって町長からお伺いしているところなんですが、そうしますと坂元地区の公共的公益施設の中に保育所というのは入っていないのか。どういう理解をしているのかということなんですが、こういう根底にあることかなかなか明確に示せないのかなというふうに考えるわけです。これまた先ほど来言っています。町長はこうした質問に対して必ず出てくるのは早期実現、子育て拠点施設の整備充実、それは誰もが望んでいることなんです。それを否定している人は多分誰もいないと思います。内容についてはあると思うんですが。その早期実現、その早期実現を求める余りもうそこに戻って申しわけないんですが、坂元というのは消えているのかないというふうにも考えるわけなんですが、一番求めているのは被災した施設もとに戻してほしいという本当に地域の素朴な願いなんです。これに応える必要がある。そういう意味ではこの辺は明確に示す必要があるのかなということなんですが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、コンパクトシティの関係に触れられましたが、基本的には議員おっしゃるようにコンパクトシティの考え方をできるだけ取り入れた集約型のまちづくり、市街地整備をしまししょうというその基本的な部分のご指摘のとおりでございます。ただ、私はこれまでも議会の提案理由の説明等々でも触れておりま

すように、同じ集約型のまちづくりをするにしましても新山下駅については町の発展をリードする町の顔となる拠点、中心市街地を形成をしていくんだよ、単に防災集団移転の受け皿にとどまらずというふうなそういうお話をさせていただいておりますので、決して今急にその話をしたわけではございませんし、この前のご質問に答えて、同様の質問に答えて仙台市のわかりやすい例をとって仙台市は中心市街地に加えて2つの副都心という考え方を持ってまちづくりを進めていますよというふうなそういうふうな例示をさせていただいたというふうなことでございまして、別に他意はございません。私は一貫して新山下駅を中心としたまちづくり、へそ、顔のあるまちづくりというふうなことをお話をさせていただいてきた。そしてまたそのコンパクトなまちづくりする中でもその規模内容に応じた公共施設の配置整備というふうなものを、応じたものやっっていくべきだとそういうふうな基本的な視点で進めさせてもらっているというふうなことでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。またまた明確に示されないということで非常に困ったことなんです、今のお話でも仙台の例をとりましたが、仙台は初めから副都心なんですよ、長町なんて。そういうことで進めてきているんですよ。この山元町は、山元町の場合は最初からそういう説明ありましたか。一部でそういうのがあったかもしれませんが、公な話としては私は受け入れ、少なくとも私の耳には聞こえてこなかった。へそのある、これどういう意味でこのへそのあるとそれからコンパクトシティの説明とどうつながるのかというのまた混乱してきたんですが、それは置いておきまして、このここに至るまで私は今も最終のお答えがなかったんですが、明確に示せと、しかしなかなかそれが言えない背景として今のような考え方があるのかなというふうに受けとめるわけですが、しからばといいますかこれまたここに至るまで何回も3回も検討されている。集約型の皆さんの意見を聞いてというような、そしてその結果集約されたそして統合したというそういう方向に至ったという説明をなされていますが、まずそうした意見集約、どの程度の意見集約されたのか。私のこれまでの議論の中で受けとめた1回か2回ぐらいの話でしかない、ケースでしかない。しかもその対象が全町民を対象としての意見の集約なのか。そういうこともこれまでの説明では見られない。私もこの再々出てきます保育所保護者アンケート、これにつきましては明確に85パーセントの方がこれも何回も出ていますが、地域に2つ、町に2つということ強く望んでいる。それからその後もろもろ出てきたアンケートの多分意見集約のもとになったもろもろのアンケートも多分に1回ぐらい、しかもその保護者を中心とした聞き取り調査なり説明会でしかもその中身どうなっているかという10人とか20人、あるいは6人とかそういう数字の中での意見聴取、あるいは意見の集約、その結果1つに統合というのが圧倒的に多かった。圧倒的という表現はこれまで使わなかったですが、ほとんどですよという非常に強調された表現も使っているんですが、その辺の背景はどうなっているんでしょうか。意見の集約を試みして、そしてその結果一つの方向性、1つに統合すると、集約するという結論を出したのはどういう背景のもとでいつの時期にそういうことが決定したのかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでの意見集約の中では、確かにご指摘のような意向も寄せられた経緯もございまして。しかし、そういうことをベースに議論を重ねてきた中で今日に至っているというふうなことでございまして、先ほどもお答えしましたように、そ

ういう時々の意見の集約、あるいは検討結果を一定の時期には総務民生常任委員会にもしっかりとお示しをしてメリット・デメリットも説明をさせていただいてきているというふうなことでございます。そういう中で、きょうはこの関係については岩佐 隆議員からもお話あったように、大きなこれまでの取り組みの流れ、そしてまた個別具体の意見集約の流れの中で最終的には復興基本計画にあるような集約型の施設整備に絞られてきているというような、大ざっぱな流れをあえてお話しすればそういう流れ、経過をたどってきているんだというふうなことでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。これまで何回も集約という言葉と議論を重ねてきたということなんですけど議論していません。総務民生常任委員会の名前が出ましたから言いますけれども、この件に関して議論してくださいという提起提案は1回もありませんからね。報告させてくださいということはありましたが、逆に言いますと皆さん聞いているんですから町長は正確な事実を発言してください。我々はそういう受けとめ方はしていません。議論するというなら今か今かと待っていたんですが、結局そういうことがないままに結論として出されたというのが現実であります。そのこと、そういうその一つをとってみても議論を重ねてきたという経緯、こういうこと言うとまたアレなんですけれども、私も言いたくないんですけれども、どういう場面でどういうふうな形で議論を重ねてきたのか。例えばこのことについて復興本部会議でどのぐらい議論を重ねましたか。議論を重ねたという非常に重要な問題ですよ、これは。子供子育て拠点施設一つに非常にいい案件なんですけれども、そこに一体化する。その中でそして統合化というのが多分に進められてそれも議論の対象になったかと思うんですが、これらに対して本部会議では何回こういうことを議論してそして議論を重ねてそして町全体の方針として統合するということになったのかどうなんですか。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、復興会議での議論の回数等について。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず誤解のないようお願いしたいんですけれども、遠藤議員は我々が委員会のほうに報告をさせてくれということでそれは聞き置いたんだと。報告をただ聞き置いたというそういうレベルだというふうなご認識をお示しされていますけれども、我々が、執行部が議会にご説明するということは、あとはそれはいろいろ議論のベースにしてもらわなければならないというふうな思いでやっているわけだと思うんですよ。何のために我々がその報告をさせてもらっているのか、説明をさせてもらっているのか。ここは原点に立ち返って共通理解しませんと何か議論が変なふうになりかねませんので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それから復興本部会議につきましては、これまで都合3回ぐらいこの問題についてはお諮りをしてきているというふうなことでございます。

議長（阿部 均君）今の町長の答弁は特別委員会で報告という遠藤さんの報告の意味というような質問に対して……、常任委員会ね、そういうような部分で、いやきちっと議論も重ねているでしょうという、きちっと審議もしているでしょうという……。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。審議もしている。私が言ったのは審議したかどうかではなく、そういう委員会に対して議論してくださいというような提起提案はなかったということを行っているんですよ。報告させてくださいということはありました。そういうことをやっているんです。そしてそういう流れの中で当然議論はしたかもしれないけれども、どういう立場でどの程度の議論を重ねるかというのはというところまでは言っていま

せん。それからそういう提起されたのはこの本当に忙しい3月の議会始まる前ですよ。子供計画にあわせてそこで十分慎重な議論をしろというほうにその前に問題があるということのをこれは言うておきます。

それから本部会議3回ぐらいということなんですが、その際の提案の仕方は協議事項であったのか報告事項であったのか、その辺の区別について確認したいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず復興本部会議の関係は、これは重要問題になればなるほど協議と相談というふうなことにさせてもらっているというふうなことでございます。それから前段でお話のありました総務民生委員会は26年4月10日、それから26年8月18日にもお話をさせていただいておりますので、そういう経過流れの中でいろいろと問題提起させてもらっている、ご説明させてもらっているというようなことを改めてご理解を賜りたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、それは常任委員会の部分については否定していません。ただ、報告を受けたということです。それに対しての議論ということではどの程度の議論というかそういう報告ということで受けた形での対応ですから、その辺の薄さ濃さはありますということをやっている。そしてその後の本部会議、全て協議の対象で対応したということで受けとめていいんですね。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。本部会議も含め、あるいは総務民生常任委員会も含めて我々としては先ほど岩佐議員からもありましたように折々のタイムリーさを失しない形でいろいろとご説明させてもらっているということをや改めて確認をさせていただきたいというふうなことでございます。

議 長（阿部 均君）質問は本部会議で十分な協議なり審議をされたのかということでしょう。協議したのか、単なる報告事項としての扱いだっただのか。その辺について答弁願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的な大事な案件でございますので、その都度協議をして方向性を確認をしてきているというのが基本でございます。ただ、場面によっては前回のこういう問題を受けてこういうふうにしたのでという報告にとどめている場合もあるかもしれません。基本的には大事なものはそういうふうにはさせてもらっています。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。たった3回のことを聞いているのにいっぱい聞いているわけじゃないんですけども、協議事項なのか報告事項なのかそんなの見れば確認、後で確認する、いいですこれは確認して確認させてくださいね。それでこのアレがはっきりするかと思うんです。合わせて言いますと重要な案件ということで協議の対象として対応しているということなんですが、この重要な案件は皆さんの前課長の中でこういった重要、まさに重要案件で3つあったものが1つに統合するというような坂元地区には保育所をなくすというような重要な案件、地域の願い要望も込めてある重要な案件だったわけなんですけど、その辺の協議をした際、それぞれどのような意見が出てきたのかなというふうな思いがありますので、もしあれば何点か示していただければ幸いです。

議 長（阿部 均君）本部会議でのその協議のさまざまな意見、それをお聞かせ願いたいということでございます。どなたか答弁願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。あらかじめそういうふうなご質問でも頂戴できればしっかりと用意させてもらいますけれども、我々あまたの案件をアレしている中でそういうことをなかなか即答しかねるのでございますけれども、強いて言えば土地利用なり整備方針なり、あるいはメリット・デメリットなりを事務局のほうで報告をしてもらって、それに

ついでの確認的なものは相当程度重ねてきているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。質疑をするのに前もって知らせていただかないとという今のご発言なんです、我々もこれいただくと本当に3日前、入るまで3日前でそのほかにいろいろもろもろやるので調査しなければならない事項がある中で見てそしてこれは問題がある、問題というか疑問があるな。疑問がある際、私たちも調査しているんですよ。調査して、そしてしてもなお解けない疑問をここで確認しようとそれが質疑ということになるかと思うんですが、我々はなぜ調査するかというとプロでもない、膨大な資料があるわけでもない、そういう中ですから当然疑問で当然だと思んですが、皆さんは直接担当者が来て、あるいはそういう意味では仕事のプロなんです、しかも今の話で言えばたった3回の会議の中でどういうことが、しかも重要な案件なんです。だったら頭の片隅に残って、例えば1つにするのはうまくないのではないかと、やはり坂元にも残しておいてもいいのではないかとかという意見等々が出てきても私はもしその協議事項ということになっているのであれば出てきても不思議にはないのかなということであえて確認しているんですが、出てこないということはどの限りなのかなというふうな結局質問して明確な答えがないとどんどん憶測と推測といたしますかそちらのほうが大きくなってしまいうんですよ。悪い意味ではないですよ。そういう段々この話を聞いていると進めていくと何というんですか泥沼に落ちていくといたしますか明るいアレが見えなくなってくる。要望しているのは非常に単純な地域の強い思い、地域に今まであったのがなくなるという素朴なそういう思いを何とか明確に示してくれというそんな思いなんです、難しい問題ではない。それで、町長が私のまちづくりの方針、私のまちづくりは選挙をアレしてきた私の経てきた私のまちづくりはこういうまちづくりなんだと。それはへそのある中心市街地の形成、その充実を図ることによって町全体が豊かになっていく。そのためにはちょっとの間坂元もみなさんごめんなさいね。こちらやってそれからということとかというふうな説明をあればそうすれば坂元地区の人5年待てばうちのほうになるのか、10年待てばとそういうふうに多分思えないでしょうけれども、今こんなせっぱ詰まってきてからそういうつくりならつくりならいいんですよ、明確に。そうすると次の対策対応というのが坂元地区の人にも出てくるかと思うんですが、もちろん我々も考えていかなければならないことなんです……。

議長（阿部 均君）遠藤議員さん、非常に質問も長くなるようでございますので、これは当然本部会議でございます。当然会議録も当然ある。暫時休憩して会議録の確認をして答弁いただくという方法もございますけれども。そのほうが時間が短縮されるのかなと思います。当然このままだらだらと質疑を続けるのもいかがかと思っております。会議録、当然本部会議でございますので、会議録はきちっと作成されていると思っておりますので、会議録を確認の上、その遠藤さんの質疑の疑義に対してお答え願いたいと思っております。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時55分といたします。

午後2時46分 休憩

午後2時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。まだ町長がお見えになっていませんので、今しばらくお待ち

ちください。

町長がまだ見えていませんので、暫時休憩といたします。

午後2時56分 休憩

午後2時57分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）本部会議の会議録等の説明でございますけれども、担当課長がおりましたならば。担当課長はいないんですか。まだ来ていないの。

担当課長のほうからご報告を受けるわけでございますが、まだお見えになっておりませんので、また暫時休憩といたします。課長がみえ次第、再開いたしますので。

わかりました。本部会議のその担当の課長のほうから回答を願いたいと思います。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。お時間をいただきまして大変申しわけありませんでした。本部会議の中の保育所に係る検討の経緯ということでございますが、平成25年4月11日の本部会議の中で新保育所に係る部分の箇所数について一旦、これは報告協議という形でしてございます。こちらの際に今後の保育所のあり方に対して今後検討していく旨の話となっております、具体的な発言については記録はされてございませんでした。

続きまして2回目といたしまして平成25年7月に本部会議第3回目がございまして、こちらのほうの中で全体の新市街地に係る土地利用計画の中の説明の中で保育所について若干検討がなされているといったところでして、会議の中を見ますと保育所の駐車場の規模とか、山下地区に建てる保育所の規模等についての中での若干の検討というような形でございます。それで、3回目のほうなんですけどこちらのほうにつきましては26年8月22日の本部会議でございます。こちらの中で具体的に先ほど来問題となっております坂元地区の保育所の関係についての一部発言といいますか協議がなされておりました、7月の説明会を受けて町のほうの方針としてどういう対応をするのかというようなところで協議がなされております。その中で一部、その中で発議といいますか意見というところの話もございましたので、若干内容のほうをお話をさせていただきますと、坂元の分園の関係の意見があったということなんですが、今一時的に延びるのかというような課内の課長さんからの一部ご発言があったことは確かでございます。その中で若い人たちの意見としていろいろなサービスとか支援の意見が結構多かったというようなところの説明がありまして、こちらのほうにつきましては今後もう少し検討する必要があるんだろうというようなところで概要のほうはまとまっているのかなというふうに思います。若干かいつまんでのご報告ですが、以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。としますと、それでは、これが3回の内訳ということで受けとめました。であるならば、1カ所に統合するというふうに町として決定したのはいつの時期になりますか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。町の方針といたしましては、当初1カ所というような計画の部分もございまして、その中で説明会を重ねる中で坂元の要望が出てきたというような考え方ではなかろうかなというふうに理解しております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう説明するとさらなる会議録といいますかこの間の経緯

を確認しなければならないということになりますよ。この件については何回か私もこの議会の中で確認しているんですが、一番最初復興計画に基づいて復興計画からまた話をしなければならなくなるんだけれども、それはおろ抜いて長くなりますから当初土地利用計画、コンパクトシティ構想が出てきたときに明確に坂元地区にも保育所の設置案がなされていたんですよ。今の説明では最初からなかったという説明になるわけですが、どういうふうに我々理解すればいいんですか。町長だけが知っていることでだめなんですよ。ですから、私本部会議のことについて何回も確認しているんですが、町のほう、この重要な町の方針であるというふうな位置づけであるならば皆さん一人一人のまさに町長がよく言う共通の理解、共通の意識、そういう、あるいは共有ですか。あるいはそういったものを共有しなければならないということを再三にわたって強調しておられますが、全然共有されていない、この重要な問題を。どのように我々受けとめればいいんですか。どういう質問していいのかわからなくなってきました。返ってくる答えがもう八方……。どう表現していいかわかりません。今の件について町長、お伺いしたい。いつの時点で統一という皆さんの頭の中で、頭といいますか重要な町の方針意思決定をするそういった期間の中で町の方針として保育所を統合するというふうに決まったのはいつの時期ですか。そしてどのような期間の中でそれが決まったのか。具体的にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今ここの私の頭なり資料の中で何月何日だというふうな明確なお答えはできないんですけれども、ずっといろいろな25年3月あたりからさまざまな場面を通じて一般質問でも取り上げてもらいましたし、子育ての皆さんの意向調査なり意見交換なり、さまざまな場面を通じてこの集約化の方向性が定まってきたというふうなそういうことをございます。確かに先ほど本部会議の場面だけを見ますと明確にご紹介した3回の中で浮き彫りにできない部分があるかもしれませんが、そういうふうな流れで相当の意見の集約をして今日に来ているというようなことをまずご理解をいただければありがたいなというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答弁もいつ決定したのかということに対する答弁にはなっておりません。議長、その辺よろしくお願いします。取り扱い方に対してね。まあ、このことについてはもう多分に今のやりとりを伺っていただければいつどこで決めたのか、町の意思決定としては正式には決まっていなかったというような受けとめ方をせざるを得ない。それでは、そうして今累々と町長は説明してきておられますが、それでは、今の町長の説明でもいつの時期かというのは頭にないと思うんですが、しかしながら、1つにするということを町民の皆さんに周知したのはいつの時期ですか。山元町として保育所は1つに統合するというのを周知したのは町民に、町民全体に保護者とか何とかということではなくていつの時期かお伺いいたします。町民にする周知だから一般的に広報で周知するとか、あるいは役場の前にあるあそこで公示板で周知するとか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。手持ちの資料からなんですが、住民に対しての説明会ということで坂元支所と中央公民館で2カ所でやっております。説明会を開いております。それが26年7月14日坂元支所、26年7月22日中央公民館というところで住民に対しては住民説明会、表題で行っております。

すみません、あともう1件ございました。26年3月8日なんですが、子育て拠点施設整備に関する説明会開催ということで坂元支所、全地区回覧の上行っております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。私の質問をよく聞いてください。町民に1つにする。それ今のは説明会でしょう。町民に周知したのは今はちょっと言ったけれども、例えば山元広報で周知、あるいははりんごラジオで周知するとかそういう意味で、町民全体の認識にならなくてはだめなんですよ、これは。そうした上でどうしたいとかああしたいとかとなるわけですから、そういう形での周知したかしないかだけで結構です。できなかったとかその事実だけで結構です。

議長（阿部 均君）1カ所に統合しますよという部分で、町のほうから町民に周知したのはいつかということでございます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員の言わんとすることはわからないわけではないんですけども、この保育所問題なり子育て拠点施設問題に限らず、議員お尋ねのような形でそのほかの案件につきましても公示するとか広報で取り上げて方針を示すとかという、そういうやり方は一般的にはやっておりませんのでいろいろなさまざまな機会を捉えて説明会なり議会の委員会なりとか、そういう積み重ねでやってきているというのが一般的な手法でございますので、これだけに限ってどうしたというようなことではないというふうなことをご理解をいただければありがたいなと。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう話になるとまた話が広がっていくんですが、ちょっと町長ね、この思いを受けとめた上での発言してほしいと思うんですが、何も難しいそういう一つ一つをどうこうというつもりは私もございません。ただ、一つ一つの事実を確認してその積み上げでどういうふうになっているのかという、いくのかということ町民の皆さんもわかりやすく受けとめられるようにということそうしたことを疑問に思う点というのは確認しているつもりなんです、といいますのは、統合するとその前に統合するイコール坂元地区に保育所がつからないんだという話は最近まで地区の人でも当然我々はそういう方向で進んでいるんだな。でも、まだ検討の余地が残っているというようなことでその検討部分を議会なり委員会なりで追及してきている部分はあるんですが、一般の町民、とりわけ地区の住民はいつの時期点でそういう方向になっているという具体的にこの認識されたか自覚されたか。多分にそんなに遠い昔ではない最近の話だろうと思う。ですから、こういう住民運動といいますかこういう請願等々というのが来ているのであって、それから最近の住民の意見集約というふうなことを確認するならば先ほど来の大体も1年以上前の意見の集約なんです。ですから、いつ周知したのか。統合というのを確認するわけなんです、その後の意見の集約というのは見られていない。住民の説明会をやった云々いろいろありますからそれもまたさらに確認すると何名集まったの。何名の中でそういう話になったのという話になりますからそれは後々もろもろ調べれば確認すればわかる話ですからここでどうのというふうには繰り返しません。しかし、そこで大事なはその周知したのがという1つにするとしたのはいつの時期かと非常に大事なことであって、それが住民の認識にしていつになったのかということが大事なことであって、もし1年前に先ほど言うような住民説明会をして、そして地域住民もそういう意識があったならば、その後の住民の意見というのは確認されたかというふうな動きになると今度見えてこない。住民説明会を一方的にしましたよ。その中で出てきたのはこれこれこうだというのは資料にも集約されているか。その辺は私もある程度そういったものは見てアレなんです。その後の動きが見えない。その際にも坂元地区にもという意見もあったかと思うんですが、そういったことに対しての検討、

あるいはさらなる地域での説明会なり、あるいはそういう問いかけ、働きかけというものがあつたのかというと、そういったものも見えてこない。そのことによって地域住民は最近まで坂元保育、そしてその際に重要なことだったんですね。町長の公約があつて、それでその前はそんな話だったんですけども、町長公約があつてそれで一安心ということです。ずっと安心して続けてきたところが最近窓開くというか何開いたらここにつくらないんだというようなことがあつてみんなびっくりしてこういう動きになっている。請願のというふうに私は受けとめているんですが、それでそういうことですからそういう場面があつたのかなと。なんですが、それは何回も確認、ここで……。

議長（阿部 均君）少し簡明に、余り……。質問願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう流れの中でここ答えは1つなんですよ。今一番疑問懸念に思っているのは本当に坂元地区に保育所ができるのかできないのかということを中心に心配しているので、その辺のこと、そしてこれまでもその園について皆さんそれぞれの形立場で確認を求めているわけですが、なかなか町長の明言がいただけない。明確な答えが答弁がいただけない。いうことなんです。ぜひこの重要案件というふうな受けとめ方をしているし、皆さんの地域の強い希望もある。そしてメイン・サブ、そんなものは山元町は1つ。それは町長のこれまでのお話の中でも強調されているところだと思います。チーム山元ですから、そういうことも含めてここは地域の皆さんをガツカリさせるようなことではなく、明確に示してほしいというふうに思いますがいかがでしょう。坂元地区に保育所を、設置をとということについてであります。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤議員の過去を振り返つての確認にちょっと時期を明確な形でお示しできないというのは大変申しわけないんですけども、事実としてありますのは、今基本設計を経て今回の予算計上というふうな事実関係がございますので、まずそこをひとつしっかり押さえさせていただきたいなと。これから基本設計やるわけではございません。今回、基本設計なり実施設計を取り組んだ中でこの問題を予算として提案をしているという事実です。ここをまずご理解をいただきたいというふうに思います。

それから肝心の明確でないというお話でございますけれども、きょうは両岩佐議員に同じようなご質問を頂戴して、私なりのお答えをさせていただきましたし、遠藤議員の一般質問にも同様の趣旨のことが掲載されておりますので、いま一度ご確認をしていただければ遠藤さんに対する一般質問の考え方に沿つてきょうは両岩佐議員等にお答えをさせていただいたというふうなことでございますので、ひとつある意味安心をしていただきたいなというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。坂元地区における保育機能等の確保ですからね、答弁は。そして、この間示しているのもそういう表現です。その保育機能、求めているのは保育所施設の設置ですから私の一般質問でもそうです。ですから、一般質問の際にも完全な回答というようなことという受けとめ方ではないですからなかったですから期間の限られた中でこの件についても何回かやりとりした経緯がある。私はそういうふうな受けとめておりません。この答弁では保育機能というのはいろいろあるんですが、完全な姿を持ったものでないんですが分園とかあるいは小規模事業の小規模の保育園等々、あれには拘束されている。ですから、分園も小規模も、例えば小規模だったら保育士さんが2人だけでいいんだ、あるいは分園その辺はこの間の新支援制度の中でいろいろ変更になって十分な認識の中での話にはならないかと思うんですが、少なくともあれは緩和の中で

生まれてきた指定緩和の中で生まれてきた機能ですから、分園というのは昔からあったのかもわかりませんが分園というのはあくまでも分園で本部のそこには給食施設はなくてもいいです、園庭もなくてもいいです。近くにあればその代行するようなものがあればそれで結構です。そういう施設にしかならない。でも、対応できるということになっているんですよ。そうするとそれで仮に実施されるということになれば坂元の子供と山下に入所する子供と条件が全く違って来る。そういうことで同じ子供たちに差を設けていいのかというような話になるわけです。この話になるとまた長くなるのでアレなんですけど、そもそもこういった制度はそういう緩和してもいいというのは都市部の中で生まれてきている制度で……。

議長（阿部 均君）余り、今の提案されているところから逸脱しない。それは制度上の問題でありますので。もう少しまとめて、今の提案されているところから余り逸脱しないようにお願いします。（「逸脱しているつもりはないんですが、しかし、何人かからそういう話もあるのであの本当に困ったもんだという幾ら言っても受け入れられない。本当にこんな素朴な要望です。わかりました。町長の答弁は回答は独立した保育所を坂元に独立した保育所、もとに戻すということとはできない。保育所何らかの保育機能で対応するというようなことという考え方であるというふうなことで受けとめました」の声あり）

町長、それでよろしいですか。受けとめたというから。では、質問続行して。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。もう1つ、今の子供子育て拠点のもので今の制度のことを言うなどと言われるんだけど、言わざるを得ないんだ、これは。子供拠点の施設についてなんですが、この辺が放課後子供教室というか全体児童を対象にした事業と児童クラブ一体のものにしたというふうなことに説明受けているわけです。しかもこれが数カ月の間で大きく変わっている、変わったという内容になっているんですが、その辺の経緯についてお伺いいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今回の新山下駅周辺地区駅前の子育て拠点施設には保育所と、もう一つ児童館、子育て支援センターと放課後児童クラブ3つがあわさった施設ということで、今実施設計は終えております。今お話がありましたその施設の複合化等の話についてなんですが、まずいつの時点からという話なんですが、実際基本計画、実施設計の中で、今回の実施設計の中で1つになってございます。それはさまざまな意見を確認いたしまして、例えば従来であれば放課後児童クラブは別棟にあたりとかして児童館と子育て支援センターは同じ施設なんですが、放課後児童クラブだけは別棟とかという構想もございました。ただ、その中で意見を徴収するに当たりどうしても、例えば放課後児童クラブで保育をされている小学生の皆さんが児童館のほうで遊べないのかとか、どうしても疎外されている感じもする、別棟になるとというような意見を踏まえ、今回合築してつくっているような考えで実施設計は終えてございます。ただし、おのおの法律、各方に人の手当てとか定められておりますので、施設の規模とかそれは重々全てに合致するように組み込んで1つとさせていただいております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。このそれぞれの事業の役割というものは十分確認した上での合築といいますかということだと受けとめます。しかし、この件につきましてはいろいろもろもろ諸問題が浮かび上がっている。指摘もされているというようなことも挙げられております。というのは管理の難しさ、どういう形で管理するのか。児童クラブ、学童

保育については明確に資格のあった人たちがアレが決められてその範囲で対応してきている。児童館、こちらの全児童対象にした事業、これは全くの遊びの場といたしますか生活の場でなくてもそういういろいろな役割があるんですが、そうした場合の管理が管理の難しさというのが一部指摘されていて、そして事故、けがを伴うような事故等も生まれているというのも実際問題として生まれているようでもあります。そして、先ほど示されたこの本当に立派なすばらしいアレなんですが、こういう広いところを誰が監視するのか。本当に子供にとっては天国といたしますかそういう場所ですが、しかし当然けがも起こり得る。それを誰が面倒。学童保育の場合にはある程度責任を持って遊びから勉強からそういったものを資格を持った方々が面倒見ておられるというようなことも聞くわけですが、言われているのはこの役割が違う。違うところから生まれてくる不安懸念もあるということがずっと指摘されてきているんですが、それらについては十分な検討がなされた上での合築ということなのかどうか。軽くでいいです。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議員さんのおっしゃるとおりでございます、これら複合施設のおおのそのガイドラインとか実施の基準等が違ってございます。児童館であれば児童館ガイドラインとかを踏まえ、その資格のあるものを設置して先ほどご覧いただいた木造の広い多目的スペースとかを見守るものであったり、あと放課後児童クラブであれば今もやっているとおり、今の山小・坂小で行っているとおり資格のあるものをお願いして保育をしている状態でございます。具体的なその難しい仕組みづくりなんですが、今後建築にあわせ来年夏の開所を目指して十分検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それらの対策は十分意識して取り組んでほしい。私はこの件に対してはまだいまだ疑問を残すところではありますが、それをここで議論するつもりはございません。

次にさきの質問に戻るんですが、さっき中途半端で終わりましたので道合地区の件なんですが、いろいろ疑問が段々ふえてくるという中でなぜ受けとめ受け入れられなかったのかというところには何回も説明不足で疑問が大きくなるということで終わっているところなんですが、今度造成工事と分離発注してその前の説明では一括総括ではコスト縮減、削減、工程工期縮減というようなことで大いに宣伝強調されてきたこの一括発注方式の今度は逆なんですね。どういうふうに説明を受ければいいのかわからないんですけども、そしてその結果を見るとこのスケジュールを見ますと3カ月前とその分離発注すると言ったときのこのスケジュールこのスケジュールだけどもそもそもう1年遅れなんですが、さらにこのスケジュール見ますと相当に伸びているんですね。分離発注することによって明確にここに示されているんです。何か月か半年ぐらいも延びている。このスケジュール表から見れば、それもそういった疑問も膨らんでくるんです。分離発注することによって何かその前には総合評価方式にするとこれまではそれでやってきたんだけど、何か月遅れるということだから分離発注でやるんですよということなんだけど、何かこの説明と実際のこういったものを見るとちぐはぐな面が浮かび上がってくるんですが、その辺はどのように受けとめているのでしょうか。私この2枚でアレしているんですが、疑問を伝えているんですが。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。まず、議員のご質問にありました一括発注と、今回なぜ分離発注にしたかという質問に対しまして、まず一括発注の場合、確かに設計施工

同時にやるとメリットがあるということで今まで進めてきた経緯がございますが、その契約に当たりまして非常に時間を要してしまうというデメリットがございます。それで、ただ、今までは規模が大きかったということもございまして、そちらの契約までの期間以上のメリットがあるという判断もあったのですが、今回の道合地区につきましては今までやってきました新坂元・山下・宮城病院地区よりも規模が小さい。そういった中で、今までの実績ですと大体6カ月ぐらい契約にかかったという、一括発注の契約にかかったというのがございまして、そういったところを踏まえまして今回につきましては分離発注のほうが有利ではないかというところがまず一つございました。

また、今回建築事務員等の人員が不足しているということから、県のほうに委託をお願いするという形もございましたので、そちらも含めて分離発注するというメリットがあったという判断で今回動いているところでございます。

続きまして、先ほどの工程表、以前3月にお示ししたものと比べてなぜ延びたのかというお話に対してなのですが、当初27年度中、28年3月に終わるというお話をした際には2月時点でも変更契約によりそのまま契約事務が発生しない形で建築の設計を始めるというメリットがあって、さらに工事準備期間等なく工事に入れるというところの算段があったところでございました。それで、実際、ただ今回そういう変更契約が難しいという話をいただいた後、今回の議会でご承認いただいた後、どうしても契約事務がそこから始まるということもございまして、そこで実際は延びてしまったというところもあって、当初考えていた期間と比べて1年延びるという話になっているところでございます。内訳をお話ししますと、当初は実際に2月後半に建築設計を着手して3月からスタートした場合、およそ14カ月、来年度末で14カ月で終わるという形で計画していた経緯がございました。しかし、実際今変更契約によって工事をそのまま入れるという状況ではなくなりまして、新たに今回6月に別途工事発注事務にとりかかりまして、それで実際に契約が終わるまで28年3月ということもございまして、おおよそ22カ月の期間が必要になる。そういうことで14カ月から22カ月ということで、8カ月延びてしまっているという実際の工程です。ということで、非常にご迷惑をおかけしてまことに申しわけないと思っておりますが、その要因としましてはまずは契約事務におよそ4カ月かかる、こういう議会のご承認も含めましてそういう期間がかかるということがございます。また、新たに工事発注しますとその段階で資材搬入の準備及び人工の調達等ございまして、実際に現場に入れるのは2カ月ぐらいどうしても期間を要してしまうというところがございます。また、工事にかかる期間等もJVのほうでそのまま変更で、現地の状況になれているJV等の工期と、あと新たにどうしても出す場合というのは標準的な工期で考えなければならないということもございまして、プラス2カ月延びてしまうという考えから、計8カ月延びてしまう。そういったところの経緯がございましてお示しした期間と比べ延びてしまうという形でお示しした次第でございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。こういう結果が出てきて本当に驚かざるを得ないんですが、2年前といいますか26年6月のあの議会の騒動は何だったのか。8月の臨時会での騒動は何だったのかということをおぼろげに思わざるを得ません。そういうことで、あの当時の決められ方でJVに鴻池という上野組のJVに強行的に決定されたというこの強行的というのは私の表現ですから皆さんそう思わなくて結構です。そういうことで決定されてきた。

その当時のそういう大きな目的には早期実現ということ強く訴えられてその着手したところがその後の結果を見るとまず第一段階でも大きく崩れた。12戸に対して5戸しかなかった。本来ならば12戸確信してそれがもう12戸だからということとでちゃんともう応募確実にとっているから、予約とっているからということで提起したんだけど、実際ふたあけたら5戸しか来なかった。そのことによって6カ月以上のおくれてしまった。そのおくれの中で生まれてきたのが社会現象で作業員の不足問題がさらにそれが深刻になった。資材の高騰もそれよりひどくなったというような要因をみずからつくって、そしてこの変更協議に臨んだところ、そういう内容で断られた。そして断られたことによってさらに今の話聞いてみると14カ月が22カ月、このぐらい延びてしまっている。本当にこの事例だけを聞きますと本当にこれの一日一日待ち望んでいた被災者の人の思いを考えると本当に無念でならない。そういう要員をつくったのは誰か。誰かというのではない、どこか。このことについては本当に真剣に深刻に受けとめていただきたい。本来ならばJVともっと協議を詰めてやるべきであったということだと思いますが、その辺の思いについて、考えについて町長、本当に今もう待ち望んでいた人は本当に残念だったと思います。その辺も含めて町長、お考えをいただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回道合地区の整備計画が当初お話ししておいたスケジュールから相当おくれることになって大変申しわけなく思っております。ただ、その前後関係につきましては先ほど来から担当課長等含めてご説明させていただいている状況があったというようなこととございまして、この点については我々としても不本意な部分がございますけれども、それぞれの事情を勘案した中でこういうふうな変更スケジュールを余儀なくされているというふうなこととございますので、改めてご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。なかなか理解できないことであり、これは先ほど来言っているように当初から相当無理があった計画であった。無理をしたんですから無理にとあった対応をすべきであったということ指摘して終わります。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。11ページ、緊急雇用創出費で3目のこの附属資料で3ページに補正の説明がありますが、この補正の理由として募集はどういうふうにして募集するんですか。

議長（阿部均君）誰、どなたが答弁なさるんですか。緊急雇用、募集方法といえますか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちらの予算なんです、介護人材能力開発事業に係る人材の集め方ということによろしいでしょうか。各事業所ごとに必要な人材をハローワーク等に募集をして、各事業所おおむね1名程度で募集をする予定でございます。以上でございます。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。この介護事業でおのおのに募集するというところで、また改めて質問します。これはこの介護保険事業所ですか、それがこういうことがやりますよということで県を通じてお金を来るとのことなんですか。国を通じて緊急雇用でそうして募集するようなことなんですか。

議長（阿部均君）ちょっと、理解できた。わかりましたか。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。この事業についてちょっと状況を解説しますと、今回は介護分野人材育成事業ということで、もともとは国のお金が相当程度県のほうに人材育

成、緊急雇用という観点でお金が来ておまして、そちらのほうから支出を受けてやる事業となっています。事業に当たりましては、当然ながら介護分野で必要な人材育成、それから当然人が足りないとかいったようなさまざまな要因を個別に包括支援センターのほうで調整をしながら県のほうに要望して採択があったということで、今回予算を計上しているという流れになってございます。以上でございます。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。この介護事業所で手挙げ方式でこの募集をかけたんですか。地域包括支援センター所長（只野里子君）はい、議長。これについては各事業所にお知らせをした上で、手挙げ方式で必要なところに確認をしにまいって対応するというのでやっております。以上です。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。手挙げ方式でこの募集をかけたということなんですけれども、その事業所の名前を差支えなければ教えてほしい。

議長（阿部 均君）まだでしょう。予算通っていないんですから。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。ご質問にお答えいたします。今ちょっとお話がありましたけれども、今回予算を出しているということ、それから今後実際は委託ということで町との契約ということになります。ですので、現段階において具体の業者の名前はちょっとお知らせできないということでご理解いただければと思うんですが、はい。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。8ページの附属資料説明書の8ページ、クロポチ7つありますが上から3つ目、常磐線復旧に伴う踏切関連道路改良事業、この中に当然5つの踏切箇所が明示されております。この中で特に改良工事をする上で気をつけなければならない箇所が大平牛橋線、これは大平牛橋線と斜めに走ってくる常磐線、その交差点のところが要するに東から西に向かう大平牛橋線から踏切を越えて右に曲がった場合、確度がついていますので非常に危険な箇所になる。ハンドルの切り方によっては踏切をふさいだり一時危ない場面に遭遇するというので、これは地元の区長のほうからも多分町のほうへ要望言われていると思いますけれども、特に隅切りの問題。これは広くとらないと大変だとかこういう指摘がありますので、この件について改めて伺います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。ただいま智之議員から出ましたお話でございますけれども、踏切5カ所ということで大平牛橋が重要ではなく、みな5カ所とも重要な踏切になっています。これにつきましては前にも牛橋地区等での説明会がありましてそのときにもお話ししておりますけれども、そこの各踏切の取りつけ道、これについては現地を確認して安全な取りつけ道を設置するというので、今JRともお話を進めているところでございます。以上です。

8番（佐藤智之君）はい、議長。ぜひともこれはしっかりと検討していただきたい。それからもう1点、附属資料の12ページ、緊急スクールカウンセラー等派遣事業、これについてまず1つは派遣カウンセラー、これは何人を予定されているのか、まず1点目。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。緊急スクールカウンセラー等派遣事業ということで、今回はこれまでも学習支援ということで行われていた事業でございまして、カウンセラーというよりも学習支援をしていただける方ということでございます。この人数等につきましては、スクールカウンセラーに準ずるものということで9名程度でございます。さらに、スクールカウンセラーに準ずるものの補助者

ということで学習支援をしていただく学生等の方をカウンセラーという形で学習支援に向かわせるということですが、そちらは14名予定しておるところでございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。そうしますと、今回補正の1,687万円、これは14名分と捉えていいんですか。それともプラス9名の23名分なのか。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。このたびのこの学習支援につきましてはほぼ人件費で、委託料の大半を占めるところですが、その金額につきましてはただいまお話しがあったとおりスクールカウンセラーに準ずるものの9名と、あとこちらの補助者ということでの14名、合わせての人件費ということでご理解いただきたいと思います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。最後にもう1点ですが、附属資料1ページに戻りまして先ほども同僚議員から一部質疑がありましたけれども臨時福祉給付金、これの対象人数とおひとり幾らなのか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。

ただいまのご質問にお答えいたします。臨時福祉給付金に係る1人当たりの金額と対象者見込み数ということでお答えさせていただきます。今年度臨時福祉給付金の金額に関しましては対象者1人につき6,000円となっております。対象見込みが現段階だと約3,000名を見込んでございます。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。もう1点、その下の子育て世帯臨時特例給付金、これについても同じ質問で人数とあとおひとり幾らか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質問に続けてお答えさせていただきます。子育て世帯給付金のほう、そちらのほうの金額と申請者数の見込み人数でございます。子育て世帯給付金のほうは金額が対象者1人につき3,000円で、子育て世帯給付金の見込み申請者は約1,350と見込んでございます。以上でございます。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

12番佐山富崇君の反対討論を許します。12番佐山富崇君、登壇願います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ただいま議題となっております議案第47号平成27年度山元町一般会計補正予算（第1号）につき反対の立場から討論をいたします。

反対の理由は、私は2点であります。1点は、8款4項3目の公営住宅建設事業費、たびたび質疑に出ました道合地区の事業であります。私どもに説明したのは質疑の中でも何回も出ましたが、一括発注が最もいいんだと。仕事も早いし金も安くできる。たびたび耳にタコが出るぐらいというか説明を受けてそれで私どもは災害集団移転地全てその一括発注方式ということで賛成をしてきました。やむを得ずというか押し切られたような形もありましたが、ところが今回はJVで受けとらないからですから分離発注なんだとそれが早くなるんですよ、効率いいんです。説明をされております。私には何が何だかさっぱりわからない。私から言えば説明不足とアレは説明不十分と言いたところなんです、執行部の皆さんから言えば佐山議員の理解不能者とかこういうふうにとられるんでしょうけれども、私にとっては不十分だし不透明ですからこの点でまず一つ

は反対、この議案に反対の立場であります。

2点目、これも理由一つ。本日の日程第2で請願第1号山元町南保育所の早期再建を求める請願で委員長の報告があり、この委員長の報告は請願を採択すべきものと報告しました。それに対して私も賛成をいたしました。私ちょっと数えなかつたのでわからないのですが、全議員賛成したのではないかなと思いましたがいかがなものかちょっとわかりませんが賛成多数であったことは間違いない。その請願に賛成をした立場からすれば本案、一般会計補正予算を認めるということになると先ほどの私の午前中の質疑異議お聞きしましたところ現在保育所に在籍しているのは142名である。山下の今度駅前集団移転地につくる子育て拠点施設の保育所の定数は定員は150名である。今の在籍しているもの以上に定員が大きいということは坂元にはつくらないということになるんだろうと思います。というこの補正予算を認めるということは私の、あるいは議員皆さんもですが議員行動として整合性がとれない。整合性がとれないというよりはまるっきり反対の立場になってしまう。そういう観点から2つの観点から私は本案議案47号平成27年度山元町一般会計補正予算（第1号）に反対をするものであります。以上で私の討論を終わります。

議長（阿部 均君）次に本案に賛成者の発言を許します。11番伊藤隆幸君、登壇願います。

11番（伊藤隆幸君）はい、議長。私は賛成の立場で討論を行います。議案47号平成27年度山元町一般会計補正予算（第1号）を賛成の立場で討論を行います。多くの町民が子育て拠点施設等は多くの住民から早期完成が望む声があり、また、児童審議会委員会で答申でも新山下駅周辺での建設で結論が出されております。新市街地に子育て拠点施設整備は子育てするには山元町の核をなすものと信じます。一刻も早く建設を望む声のためにも賛成の立場で討論を行いました。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。6番遠藤龍之君の反対討論ですね、反対討論を許します。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいま提案されております平成27年度山元町一般会計補正予算に対し、もろもろの問題が挙げられておりますが、次の理由から反対の討論をするものであります。1つは今も挙げられておりました。この保育所を1つへの統合とする予算が入っているということであります。そのことによって先ほど可決された山元町南保育所の早期再建を求める請願に見られる地域住民も強く要望している坂元地区の保育所再建の見通しが不透明で明確になっていない。このことについては再三にわたり確認を求めたわけでありますが、最後まで明確な答弁はありませんでした。まだ、そして今まだこの地域の住民の再建への強い要望というものはどんどん広がっております。坂元地域に保育所ができないということがそれぞれの認識高まるにつれてこの声は非常に大きなものと広がっております。今賛成の討論の中にありました子育て拠点の施設の充実、これは誰もが望むところであり、それに反対するものはいないのではないかと考えております。そして、この拠点施設一日も早い実現は強く求めるものであります。それとあわせて坂元地域の保育所再建を明確に示さない。この拠点施設を強く一日も早く実現するということによってそのことの早期実現を理由とした坂元地区の保育所再建を明確に示さないということには大きな問題があると考えます。子育て拠点施設の早期の実現、これを大いに進めていただきたい。しかし、そしてその拠点施設が山元町の全体の施設として大いに活用されることを強く望むものであります。一方でこの保育所

の再建につきましては山元町は一つであります。子育て一つ拠点施設を早期実現を求めると同時にメーンもサブもない坂元地区にも住民が強く要望する保育所の再開を強く求めこの予算案には反対をするものであります。そのほかにも道合地区の問題も見られますが、それは先ほど来伝えられておりますのでそのことも指摘して反対の討論いたします。

議長（阿部 均君）次に本案に賛成者の発言を許します。7番齋藤慶治君、登壇願います。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。私は今回の補正予算、議案第47号に対して賛成する立場で討論いたします。今回の補正予算は低所得者に対する臨時福祉給付金、子育て世帯に対する臨時特例給付金を初めとする福祉予算、また新山下駅周辺に予定している山元町の中核施設となる保育所、子育て支援センター、児童館等の子育て支援事業の予算が入っております。また、本町の産業振興に寄与する農業・水産業の支援等も本町にとってあらゆる分野において重要な予算が入っております。先ほどの坂元地区に対して保育所の件ですが、先ほどの議員と町長の質疑の中で保育所等を前向きに設置するとの町長の答弁がありました。私はこれをもって保育所等の機能を持つ施設は十分設置できると思っております。よって、今町民が求めている早期の復興、そして災害公営住宅の建設、避難道路等の整備等の重要な政策の予算が入っている今般の一般補正予算に対してぜひ可決し、そして早期に実現することを求めています。よって、今回の補正予算に賛成し討論いたします。以上であります。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。9番岩佐 豊君の反対討論を許します。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。ただいま審議されています47号について、私は反対の立場から討論いたします。今反対の方が、また賛成の方からいろいろお話ありました。私は当然今回の47号には今お話しされている保育所の問題、また道合地区の問題、そのほかにもいろいろな議案が入っております。賛成の方がお話ししたのももっともそのとおりだと思います。今山元町は一つのことでも遅らせてはだめだと私は思います、実際には。けれども、もっと大事なことはここで今きょう審議したことを皆さんでよく考えたときに、もしここでこれを認めてしまったらまちづくりとして本当に山元町の将来の大事なことを誤ってしまうという恐れがあります、私は。そういう思いから山元町は本当に一つです。チーム山元、まさしく私はこれを地でいきたいと思っております。よって、今回のこの47号については保育所の問題が私は最大の問題だと思っております。1カ所に集中してまちづくりをするということは本当に今後山元町を一つにするという意味では非常に私は憂いがあると思っておりますので、そんな観点から今回はこれを取り下げても町でいろいろ考えていただいて修正なり何なりをしていただいて、そして遅れないようにさらに検討していただいて私たちに提案していただきたいと私は思います。どうぞまちづくりを誤らないように皆さんにご判断をいただきたいと思っております。よって、今回のアレには反対討論として討論いたします。

議長（阿部 均君）次に本案に賛成者の発言を許します。8番佐藤智之君、登壇願います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。8番佐藤智之です。ただいま議題となっております議案第47号27年度一般会計補正予算（第1号）は、この中に先ほども触れましたけれども、臨時福祉給付金、また子育て臨時特別給付金、そして子育て拠点事業として保育所、子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブ等の予算が措置されております。さらに、東日本大震災農業生産対策交付金やイチゴ生産支援も入り、またインフラ整備としまし

て道路橋梁復興推進費、さらには常磐線復旧に伴う踏切関連道路改良事業等々、そして災害公営住宅建設事業として道合地区において新坂元周辺地区市街地 J V との変更協議が整わなかったことから県との施工へ変更したための県との委託協定関連予算が含まれているなど、まことに重要な案件であります。子育て支援、インフラ整備、J R 常磐線復旧、災害公営住宅建設事業など一日も早い復旧事業を中心とした重要な施策の補正予算が盛り込まれております。もし、これらが否決されることになればいずれの事業も大幅に遅れることになるのは火を見るよりも明らかであります。よって、私は第 4 7 号議案の賛成の立場から討論といたします。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第 4 7 号平成 2 7 年度山元町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第 4 7 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は 4 時 1 5 分といたします。

午後 4 時 0 4 分 休 憩

午後 4 時 1 5 分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第 8. 議案第 4 8 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第 4 8 号平成 2 7 年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、今回の補正予算は国保会計全体の予算規模を増減しているものではなく、先ほどご可決賜りました国民健康保険税条例の改正に基づき歳入予算のみの増減額を行っているものであります。

それでは、歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。お手元の議案書 3 ページ目をお開きいただければと思います。こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書でございます。それでは、初めに第 1 款国民健康保険税第 2 項国民健康保険税第 1 目一般被保険者国民健康保険税第 1 節の医療給付費現年課税分について説明いたします。こちらは先ほど条例改正に基づきまして 5, 1 6 0 万 1, 0 0 0 円を減額措置を行うものであります。同じく第 2 節でございますが、後期高齢者支援金現年課税分、こちらは 1, 6 8 2 万 3, 0 0 0 円を減額措置するものでございます。続いて同じく第 3 節です。介護納付金の現年課税分、こちらが 9 7 4 万 9, 0 0 0 円を減額措置するものでございま

す。次に第2目です。退職被保険者国民健康保険税、こちらも今回の補正で減額をして
ございます。第1節目です。医療給付費現年課税分、こちらは296万円の減額措置、
第2節後期高齢者支援金現年課税分、こちらを95万6,000円の減額措置、同じく
介護納付金現年課税分、こちらは50万1,000円の減額措置となっております。
そして、ただいまご説明いたしました国民健康保険税、こちらの現年課税分の全ての減
額分を国保の財政調整基金で手当てすることとしておりますことから、こちらは下の段
です。第9款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金第1節財政調整基金繰入金、こちら
財政調整基金繰入金において8,259万円を増額するものでございます。

以上が今回の第1号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜
りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第48号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予
算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第49号を議題とします。

本案について説明を求めます。保健福祉課長桔梗俊幸君。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、私からもう一度議案第49号平成27年度山
元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

こちらも、まず今回の補正の規模でございますが、今回の補正予算は介護会計全体の
予算規模を増減額しているものではなく、先ほどこちらもご可決賜りました介護保険条
例の改正に基づいて歳入予算のみの増減額を行っているものであります。

それでは、歳入予算についての補正額についてご説明させていただきます。こちらも
同じくお手元の議案書の3ページ目をお開きいただければと思います。こちらは歳入予
算の補正予算事項別明細書でございます。それでは、初めに第1款介護保険料第2項介
護保険料第1目1号被保険者保険料第1節現年度分、こちらの予算なんですけど162万
3,000円を減額措置するものであります。そして、ただいまご説明いたしました介
護保険料の現年度分の全ての減額分につきましては一般会計からの繰り入れとなっ
ていまして、介護保険低所得者保険料軽減繰入金により手当てすることとなっております。

こちらはその繰入金でございます。第7款繰入金第1項繰入金第2目一般会計繰入金第3節その他一般会計繰入金です。このその他一般会計繰入金において全額の162万3,000円を増額措置するものであります。

以上で今回の1号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第49号平成27年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第50号を議題とします。

本案について説明を求めます。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議案第50号平成27年度債務負担行為 山元町立山下第二小学校校舎等災害復旧工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。お手元に配布しております資料No.5、議案の概要によりご説明いたします。

本案件は山下第二小学校校舎等災害復旧工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであるいはあります。以下、項目及び内容についてご説明いたします。

1 契約の目的は、平成27年度債務負担行為山元町立山下第二小学校校舎等災害復旧工事です。2 契約の方法は、条件つき一般競争入札です。入札参加業者数は7社ございました。その業者名は裏面記載のとおりでございます。3 契約金額は、一つ金18億3,384万円、消費税含むでございます。なお、落札率は88.31パーセントでした。4 契約の相手方は仙台市青葉区に所在する阿部建設株式会社です。5 工事の場所は山元町浅生原地内新山下駅周辺地区市街地内に再建するものであります。6 工事の概要ですが、校舎等は木造一部鉄骨耐火構造2階建て、延べ床面積3,816.27平方メートル、屋内運動場はRC造屋根木造で平屋建て、延べ床面積816.37平方メートル、プール附属棟、屋外体育倉庫、駐輪場はRC造平屋建て、延べ床面積90.59平方メートル、プール本体はFRP製25メートル、6コース、あわせて本体附属外構を整備するものでございます。最後のページに完成した際の山下第二小学校の鳥瞰図を添付し

ておりますので、ご確認いただきたいと思います。

7の工期ですが、本議会で議決された日の翌日から平成28年7月31日まででございます。以上で議案第50号平成27年度債務負担行為 山元町立山下第二小学校校舎等災害復旧工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。契約の相手方の阿部建設株式会社、これまでのできれば学校関係、あるいは教育施設等の主な実績があれば教えていただきたいと思います。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。宮城県が発注した工事でございますが、ことし3月に完成いたしました山元支援学校、あそこが阿部建設さんの施工によるものでございます。また、東日本大震災における学校の災害復旧工事、これには隣、亘理町の長瀬小学校と荒浜中学校の災害復旧工事が阿部建設の施工によるものということで確認しております。

議長（阿部 均君）よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第50号平成27年度債務負担行為 山元町立山下第二小学校校舎等災害復旧工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11. 議発第1号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。10番岩佐 隆君、登壇願います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。皆さんに配布した資料の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議員定数と報酬に関する調査特別委員会設置に関する決議。ページ数は振っていないんですけども、1ページ、2ページ、2ページ目の提案理由から最初に説明をしたいと思います。

東日本大震災から4年余り経過し、復興事業の取り組みも目に見える形となってきておりますが、当町の人口は著しく減少している状況にあります。本議会はこれまでも議員定数削減を行ってまいりましたが、住民を代表するにふさわしい議員数、議会の機能強化や活性化を基本とした議員数、住民の意見を反映させるための議員数などの各観点

から議員の報酬とあわせて山元町議会基本条例にのっとり議会自身で検討することが必要であると判断し、提出するものであります。

議員定数と報酬に関する調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり。議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1 名称 議員定数と報酬に関する調査特別委員会

2 設置の根拠 地方自治法 110 条及び山元町議会委員会条例 5 条

3 目的 議会議員の定数及び報酬に関する調査

4 委員の定数 議長を除く全議員

5 調査期間 設置の日から調査が完了するまでとし、閉会中も継続調査を行えるものとする。

以上

議員定数と報酬に関する調査特別委員会設置に関する決議。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条第 1 項及び山元町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

提出者 山元町議会議員岩佐 隆

賛成者 山元町議会議員岩佐 豊

同 同 菊地八朗

平成 27 年 6 月 15 日 山元町議会議長 阿部 均殿

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議発第 1 号議員定数と報酬に関する調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

お諮りします。

提出された決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議発第 1 号は提出された決議のとおり可決されました。

議員定数と報酬に関する調査特別委員会の方々、直ちに第 1、第 2 委員会室で会合の上、委員長・副委員長を互選しその結果を議長まで報告願います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

午後 4 時 32 分 休 憩

午後4時46分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）議員定数と報酬に関する調査特別委員会の委員長・副委員長がそれぞれ互選され、その結果が報告されたので事務局長から報告させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。報告いたします。

議員定数と報酬に関する調査特別委員会の委員長に岩佐 隆君、副委員長に佐藤智之君がそれぞれ選出されました。以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第12．閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第13．議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りしましたとおり議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときはその取り扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成27年第2回山元町議会定例会を閉会します。

大変長い間、大変ご苦勞さまでございました。

午後4時50分 閉 会
